

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 平成28年3月28日

【事業年度】 第14期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

【会社名】 株式会社メドレックス

【英訳名】 Medrx Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松村 眞良

【本店の所在の場所】 香川県東かがわ市西山431番地7

【電話番号】 0879-23-3071

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 北垣 栄一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号

【電話番号】 03-3664-9665

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 北垣 栄一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
売上高	(千円)	741,381	87,806	68,575	26,285	37,612
経常損失()	(千円)	479,598	578,352	616,644	1,012,115	990,964
当期純損失()	(千円)	433,093	571,338	621,997	1,016,547	878,366
包括利益	(千円)	433,083	571,297	623,553	1,004,390	873,998
純資産額	(千円)	846,570	275,272	4,502,733	3,514,099	2,772,484
総資産額	(千円)	952,320	786,720	4,729,951	3,685,010	2,977,853
1株当たり純資産額	(円)	290.79	94.55	673.08	522.94	396.79
1株当たり当期純損失金額()	(円)	151.26	196.25	113.48	151.96	131.21
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	(円)					
自己資本比率	(%)	88.9	35.0	95.2	94.9	91.8
自己資本利益率	(%)					
株価収益率	(倍)					
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	322,415	535,715	613,291	931,812	789,060
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	7,187	302,083	192,444	119,821	43,641
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	263,622	389,004	4,545,171	99,000	113,650
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	613,637	165,379	3,937,145	2,780,318	2,062,858
従業員数	(名)	26	23	26	26	25

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 第10期及び第11期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。第12期、第13期及び第14期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第11期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。当社は、平成24年12月28日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
6. 第12期において、一般募集による増資により2,202,200株、第三者割当増資により349,500株、新株予約権の権利行使により1,226,700株の新株発行を行っております。
7. 第14期において、新株予約権の権利行使により200,000株の新株発行を行っております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
売上高 (千円)	839,381	87,806	68,575	26,285	37,612
経常損失 () (千円)	340,449	540,922	594,348	996,530	971,571
当期純損失 () (千円)	316,925	533,898	598,810	1,001,443	858,898
資本金 (千円)	2,134,555	2,134,555	4,560,062	4,560,062	4,614,787
発行済株式総数 (株)	29,113	2,911,300	6,689,700	6,689,700	6,889,700
純資産額 (千円)	1,153,470	619,572	4,870,679	3,895,636	3,171,835
総資産額 (千円)	1,242,572	1,078,500	5,036,902	3,989,201	3,296,450
1株当たり純資産額 (円)	396.20	212.82	728.09	579.98	454.76
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純損失 金額 () (円)	110.69	183.39	109.25	149.70	128.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)					
自己資本比率 (%)	92.8	57.4	96.7	97.3	95.0
自己資本利益率 (%)					
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
従業員数 (名)	25	22	25	25	25

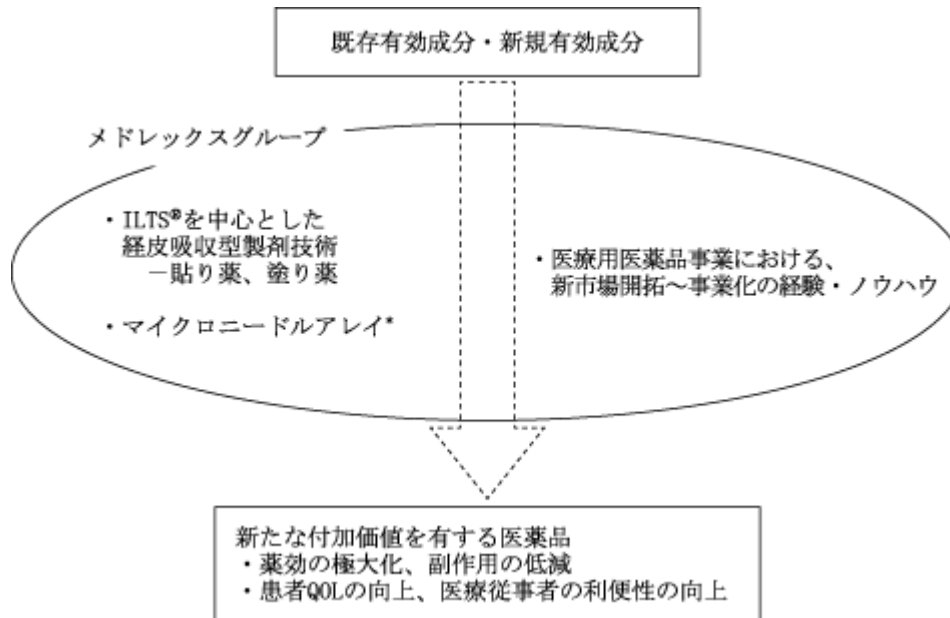
- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 配当性向については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
5. 第10期及び第11期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。第12期、第13期及び第14期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第11期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。当社は、平成24年12月28日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
7. 第12期において、一般募集による増資により2,202,200株、第三者割当増資により349,500株、新株予約権の権利行使により1,226,700株の新株発行を行っております。
8. 第14期において、新株予約権の権利行使により200,000株の新株発行を行っております。

2 【沿革】

- | | |
|----------|--|
| 平成14年 1月 | 生活様式の多様化及び未曾有の高齢化社会に即応した、新しい剤型の医薬品を開発する医薬品製剤開発企業として、香川県東かがわ市に株式会社メドレックスを設立 |
| 平成17年 4月 | 第一種医薬品製造販売業許可(許可番号37A1X00003)及び第二種医薬品製造販売業許可(許可番号37A2X00006)を取得 |
| 平成17年 8月 | 褥瘡・皮膚潰瘍治療剤コードコート軟膏を上市 |
| 平成19年 8月 | 本社移転(東かがわ市松原から東かがわ市西山へ) |
| 平成19年10月 | 米国での臨床開発を目的とした子会社(IL Pharma Inc.)を米国マサチューセッツ州に設立 |
| 平成21年 9月 | 株式会社カネカと合併会社(株式会社ケイ・エム トランスダーム)を大阪市に設立 |
| 平成22年 7月 | 消炎鎮痛貼付剤(ETOREAT [®])の臨床第 相試験を米国にて開始 |
| 平成23年 3月 | 消炎鎮痛貼付剤(ETOREAT [®])の米国における独占的な販売権を興和株式会社に許諾 |
| 平成23年 3月 | NF- Bデコイオリゴの皮膚疾患治療用経皮製剤に使用する技術に係わる再実施権付の独占的な開発権及び販売権をアンジェスMC株式会社に許諾 |
| 平成25年 2月 | 東京証券取引所マザーズへ上場 |
| 平成27年 4月 | 米国での臨床開発を目的とした子会社(MEDRx USA INC.)を米国カリフォルニア州に設立 |
| 平成27年10月 | 子会社管理の一元化及び効率化のため、IL Pharma Inc.をMEDRx USA INC.に吸収合併 |

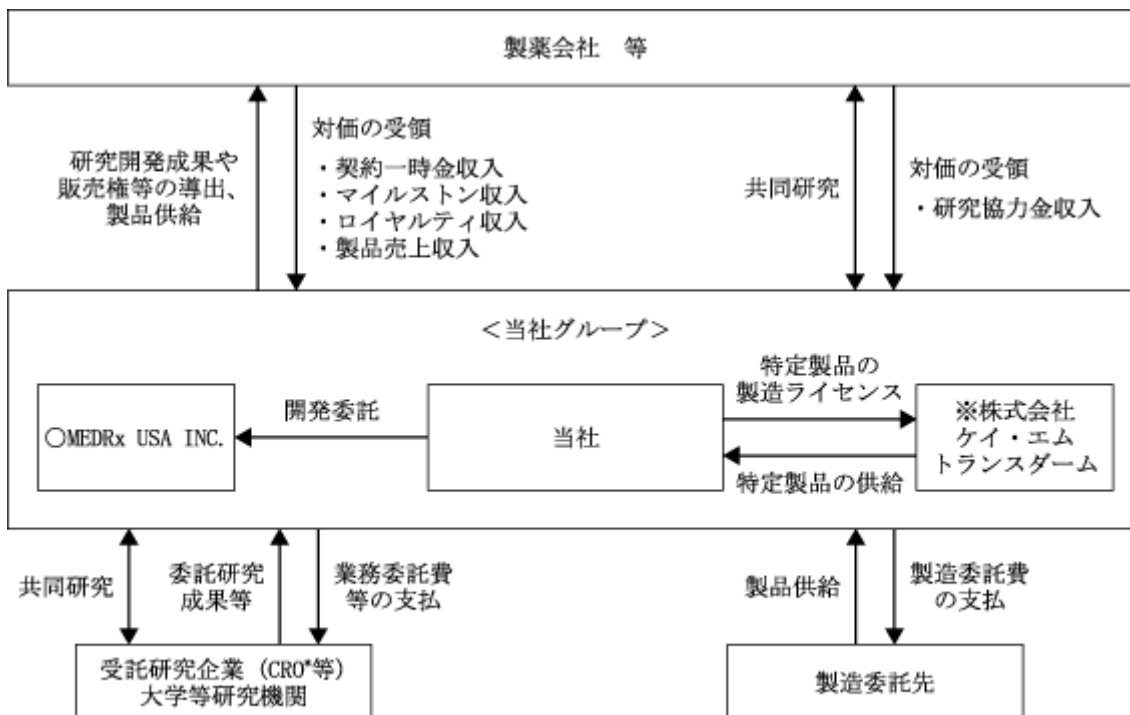
3 【事業の内容】

当社グループは、当社独自の経皮吸収^{*}型製剤技術を基に新たな医薬品を生み出す創薬企業グループです。経皮吸収技術をはじめとする製剤技術をもって画期的新薬を開発し、全世界の人々の健康とQOL^{*}の向上に資することを企業理念としています。イオン液体^{*}を利用した独自の経皮吸収型製剤技術ILTS[®]（Ionic Liquid Transdermal System）を中心とした医薬品製剤技術により、薬効の極大化、副作用の低減、飲み忘れ防止や経口投与が困難な患者への投与を可能にして、新たな付加価値を有する医薬品を生み出すことを目指しております。



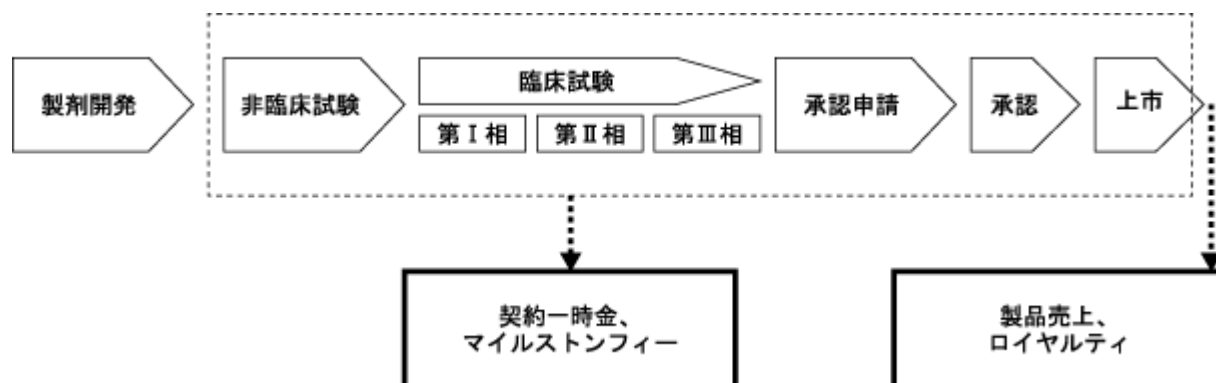
当社グループは、当社、連結子会社 MEDRx USA INC.、持分法適用会社の株式会社ケイ・エム トランスダームの3社で構成されています。

当社は米国における新たな事業展開拠点とすべく、平成27年4月に当社100%出資の連結子会社MEDRx USA INC.（以下、「MUS」という）を米国カリフォルニア州に設立し、子会社管理の一元化及び効率化、業務運営コストの削減を行うことを目的として、当社100%連結子会社 IL Pharma Inc.（米国マサチューセッツ州）を平成27年10月1日をもってMUSに吸収合併いたしました。

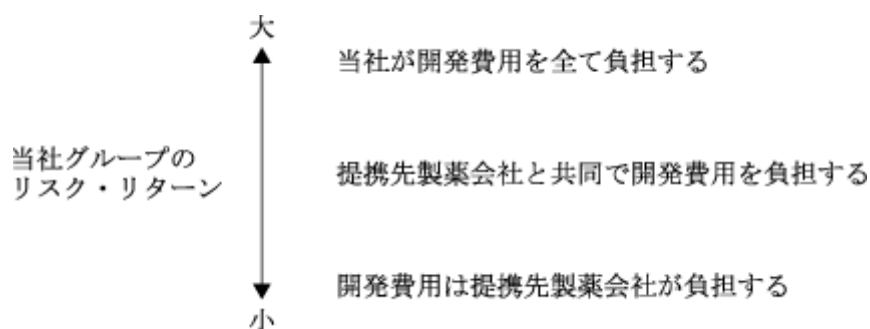


注：○印は連結子会社、※印は持分法適用関連会社

当社グループの現在のビジネスモデルは、当社製剤技術により新たに創出（製剤開発^{*}）した医薬品候補製剤を、医薬品としての製造販売承認を取得するために開発（非臨床試験^{*}、臨床試験^{*}）する過程で、製薬会社等との間で開発・販売・製造に関する適切な提携関係を築いて事業を推進していくものです。当社は、提携先の製薬会社等から、「契約一時金、開発の進捗に応じたマイルストーンフィー」及び「上市^{*}後の製品売上、ロイヤルティ」の形で収入を得ます。



医薬品候補製剤（開発パイプライン）の特性（市場性、開発費用）や、提携候補先製薬会社の当該パイプラインに対する取組姿勢を考慮した上で、開発パイプライン毎に当社の収益モデルを設計し、当社全体としてのリスクとリターンのバランスを取るためのポートフォリオを構築しながら成長していくことを目指しています。



ILTS[®] (Ionic Liquid Transdermal System)

経皮吸収型医薬品には、嚥下障害等で経口投与が困難な患者にも投与可能、ファーストパスエフェクト^{*}を受けない、薬物の血液中の濃度を一定に保ち効果を持続させ易い、注射剤と異なり投与時に痛みを感じない等の様々な利点があります。疾患別に見ると、昨今の潮流として、局所作用型の疼痛治療用薬剤に加え、アルツハイマー病やうつ病のような精神疾患系薬剤においても、QOL及びコンプライアンスの向上（飲み忘れ等の防止）に寄与する経皮吸収型製剤が、アンメット・メディカルニーズ^{*}に応える形で開発及び市場投入されています。

一方、皮膚は人体にとって外界からの異物の侵入に対する第一バリアであり、分子量が小さい、脂溶性が高い、融点が低い等の、皮膚から浸透し易い特定の物理化学的性質を持つ薬物以外の薬物を経皮吸収させることは極めて困難です。そういった中で、当社では、イオン液体の特徴を利用した独自の経皮製剤技術ILTS[®] (Ionic Liquid Transdermal System) を用いることにより、従来の技術では経皮吸収させることが困難であった難溶性薬物^{*}や核酸^{*}・ペプチド^{*}といった高分子に至る様々な薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることに成功しています。

イオン液体とは、融点が100 以下の塩（えん）のことで、常温溶融塩とも呼ばれています。低融点、高イオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶媒等、多方面における応用が検討されています。当社では、薬物をイオン液体化する、或いは、イオン液体に薬物を溶解することにより、当該薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることができることを世界に先駆けて見出しました。現在までに、人体への使用実績がある化合物の組み合わせによる安全性が高いと考えられるイオン液体ライブラリー、対象薬物の経皮浸透性向上に適したイオン液体の選択に関するノウハウ、薬物を含有するイオン液体をその特性を保持したまま使い勝手のよい形（貼り薬、塗り薬等）に製剤化するノウハウ等を蓄積しています。これらのノウハウ等も含めた独自の経皮吸収型製剤作製技術を総称して、ILTS[®] (Ionic Liquid Transdermal System) と呼んでいます。

< 消炎鎮痛貼付剤 ETOREAT[®]、米国市場向け >

当社グループの最重要パイプラインとして、ILTS[®]を活用した最初の完成製剤である「消炎鎮痛貼付剤（エトドラク^{*} テープ剤[英語表記：Etodolac Patch]、商品名：ETOREAT[®]）」の米国での開発を推し進めています。当社の100%子会社であるMUSを開発拠点とし現地CRO等と連携しながら、軽度から中等度の急性疼痛を適応症とする医療用医薬品としての製造販売承認取得を目指しています。

市場・競争環境

日本では、医療用のNSAID^{*}含有消炎鎮痛貼付剤は1980年代後半より上市され、2014年時点において約1,400億円の市場を形成しています（出所：㈱総合企画センター大阪）。貼付剤は、含水製剤であるパップ剤と非含水製剤であるテープ剤に大別されます。市場形成の経緯としては、1980年代後半よりパップ剤が先行して上市されその独壇場となっていました。1995年に非含水の薄型で1日1回タイプのテープ剤が上市されると、テープ剤が市場拡大する形でシェアを伸ばし、2010年時点において数量ベースで7割弱のシェアを獲得するに至っています。後発にも係わらずテープ剤が大きなシェアを獲得した要因として、関節部位における剥がれにくさ、1日1回タイプの利便性等が考えられています。

一方、米国における軽度から中等度の疼痛に対する医療用貼付剤は、1999年にヘルペス後神経痛治療剤として上市され適応外使用として軽度から中等度の疼痛に対して使用されていると考えられるLidoderm[®]（販売：エンド社）と、2007年に軽度から中等度の急性疼痛治療剤として上市されたFlector[®]（販売：ファイザー社）の2品目のみで、約1,000億円の市場が形成されています。それら2品目ともに含水製剤であり、当社としては、非含水製剤の薄型で1日1回タイプのETOREAT[®]が上市されれば、その利便性・使い勝手の良さによりベスト・イン・クラス^{*}の製品として、市場拡大しながらシェア獲得できると期待しています。

開発経過・計画

平成21年に米国にて第Ⅰ相臨床試験を実施し当パイプラインの安全性が確認され、平成22年4月に米国の規制当局であるアメリカ食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）との間で開催されたミーティングの結果、承認取得に向けた第Ⅱ相臨床試験を実施できることが確認されましたので、平成22年7月より第Ⅱ相臨床試験を実施しています。平成24年11月には、肩を対象とした第Ⅱ相臨床試験（試験番号2006）においてプラセボ^{*}群との間で有効性に関する統計学的有意差^{*}が確認されました。

平成26年に腰を対象とした第Ⅱ相臨床試験（試験番号1009）を実施し、FDAと承認申請に必要な追加臨床試験などについて協議をしてまいりました結果、急性疼痛の一種としてFDAと合意したDOMS（Delayed Onset Muscle Soreness、遅発性筋肉痛）に関する病態モデルでの臨床試験を実施することを決定しております。

次期においては、追加臨床試験1本目の結果判明は平成28年7～8月、2本目の結果判明は平成28年後半を見込んでおり、FDAへの承認申請は平成29年前半を見込んでいます。

提携の状況

当パイプラインの臨床開発は、当社グループ自身が当社グループの費用により実施しています。

当パイプラインの販売に関しては、平成23年3月に興和株式会社（本社：名古屋市、以下「興和」という）に、米国及びプエルトリコにおける独占的販売権を許諾しています。

当パイプラインの製造に関しては、株式会社カネカ（本社：大阪市北区、以下「カネカ」という）と当社との合弁会社である株式会社ケイ・エム トランスダーム等と提携し、アウトソーシングしています。

< 開発コード MRX-10XT：中枢性鎮痛貼付剤（オキシコドン^{*} テープ剤） >

ETOREAT[®]に続く自社開発パイプラインとして、ILTS[®]を用いて、中枢性鎮痛薬であるオキシコドンのテープ型貼付剤の開発を推し進めています。オキシコドンは、4,000億円超の米国オピオイド市場において最大シェアを占める薬物です（出所：㈱総合企画センター大阪）。ILTS[®]によって、経皮難吸収性のオキシコドンの経皮浸透度を飛躍的に高めると同時に、皮膚に対する安全性も満たすテープ型貼付剤であり、平成27年11月に米国での臨床試験を実施するための非臨床試験を開始し、平成27年12月に米国における治験薬製造について The Tapemark Company（本社：米国ミネソタ州、以下「Tapemark社」という）に製造を委託する契約を締結いたしました。

< 開発コード MRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカイン^{*} テープ剤） >

ILTS[®]を用いて局所麻酔剤であるリドカインのテープ型貼付剤を製剤開発したもので、既に米国での特許を取得しており、非臨床試験も実施済みです。米国においてピーク時年商約1,200億円であったリドカインパップ剤Lidoderm[®]と同様の特性を示すこと等により、早期の新薬承認申請を計画しています。ILTS[®]を用いることで、Lidoderm[®]と同様の特性を示すだけでなく、使用時の利便性や安全性が向上した製品となることを期待しています。

< 開発コード MRX-4TZT : 痙性麻痺治療薬 (チザニジン^{*}テープ剤) >

ILTS[®]を用いて中枢性筋弛緩薬であるチザニジンのテープ型貼付剤を製剤開発したものです。約1,000億円超である筋弛緩薬の米国市場(出所:Optio Biopharma)に、持続的な効果発現と肝障害や眠気等の副作用低減が期待できる初の経皮製剤を投入したいと考えています。現在、非臨床試験を実施中であり、平成28年に臨床試験を開始する計画です。

製品名・ 開発コード	製剤開発	非臨床	臨床第Ⅰ相	臨床第Ⅱ相	臨床第Ⅲ相	承認申請	上市
ETOREAT [®] (in USA)	① 2016年7～8月結果判明 ② 2016年後半結果判明						
MRX-10XT (in USA)	2015年11月 非臨床試験 開始 2015年12月 米国Tapemark社への治験薬製造委託契約締結						
MRX-5LBT (in USA)	2016年2月IND提出 早期のNDA承認取得 を目指す						
MRX-4TZT (in USA)	2016年 臨床第Ⅰ相 開始予定						

上記パイプライン以外にも、製薬会社等と共同で、あるいは当社独自で「ILTS[®]」等を活用した製剤開発を進めています。

当連結会計年度においては、当社グループの3つの研究開発テーマについて公的助成事業による助成金をいただきました。平成27年3月には「ナノコロイド含有液型貼付技術を応用した偏頭痛治療薬の製剤開発」について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の「平成25年度イノベーション実用化ベンチャー支援事業」より79百万円、「生分解樹脂製マイクロニードルアレイのディスプレイ型装着技術の開発」について経済産業省の「平成26年度戦略的基盤技術高度化支援事業」より32百万円、5月には「イオン液体技術を応用した新規骨粗鬆症治療貼付剤の開発」プロジェクトについて公益財団法人かがわ産業支援財団の「平成26年度かがわ中小企業応援ファンド事業」より5百万円の助成金を受けております。

NCTS (Nano-sized Colloid Transdermal System)

ILTS[®]とは別に、薬物をナノコロイド化することにより経皮吸収性を飛躍的に向上させる独自の経皮製剤技術NCTS (Nano-sized Colloid Transdermal System)を用いた、経皮吸収型医薬品の研究開発にも取り組んでいます。アルツハイマー治療薬や偏頭痛治療薬をターゲットとした製剤開発を進めております。

マイクロニードルアレイ

当社は、生体分解性樹脂^{*}等から成る微小針集合体(マイクロニードルアレイ)によって、現在は注射しか投与手段のないワクチンや核酸医薬・タンパク医薬等の、無痛経皮投与システムを確立すべく、研究開発に取り組んでいます。

上 市 製 品

当社は、当社が保有する水溶性高分子に関する製剤ノウハウを生かして開発し、日本において医療用医薬品としての製造販売承認を取得した製品を、販売提携先を通じて上市しています。褥瘡・皮膚潰瘍治療剤「ヨードコート軟膏^{*}」は、マルホ株式会社(本社:大阪市北区)を通じて販売されています。

*用語解説

経皮吸収	皮膚から（薬物を）体内に吸収・浸透させること。
QOL (Quality of Life)	不快に感じることを最大限に軽減し、できるだけ本人（患者）がこれでいいと思えるような生活が送れるようにすることを目指した、医療上の概念。
イオン液体	融点が 100 以下の塩（えん）のことで、常温溶融塩とも呼ばれる。低融点、高イオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶媒等、多方面における応用が検討されている。
マイクロニードルアレイ	生体分解性樹脂等から成る微小針集合体。当社開発品は、生け花に用いる剣山を数百 μm レベルに縮小したような形状。
CRO (Contract Research Organization)	医薬品開発業務受託機関。
製剤開発	飲み薬を貼り薬に、錠剤をゼリー剤にする等して、医薬品の剤型 / 投与方法を変えることにより、医薬品の有用性や安全性を高めるための研究開発。
非臨床試験	薬剤候補について、ヒトにおける試験を実施する上で十分な安全性と有効性があることの確認を目的として、主に動物を用いて行われる試験。
臨床試験	薬剤候補について、有効性と安全性を実証するために、ヒトを対象として実施する試験の総称。 少数健常人を対象として安全性及び薬物動態を確認する第Ⅰ相試験、少数患者を対象として有効性及び安全性を探索的に確認する第Ⅱ相試験、多数患者を対象として有効性及び安全性を検証する第Ⅲ相試験に区分される。
上市	各国の規制当局により新薬が承認され、実際に市場に出る（市販される）こと。
ファーストパスエフェクト	初回通過効果とも言う。経口摂取した薬物は、腸管から吸収され肝臓に入る。多くの薬物は、その一部が肝臓で代謝されてしまう（異なる化合物になる）ので、飲んだ薬の効果全てが全身（または患部）に届くわけではない。この肝臓通過による薬効減退効果のこと。
アンメット・メディカルニーズ	まだ満たされていない医療上の必要性、未充足の医療ニーズ。
難溶性薬物	水やその他の各種溶媒に対して溶けにくい性質を持つ薬物。
核酸	遺伝子の構成成分である生体高分子。核酸には、DNA（デオキシリボ核酸）や RNA（リボ核酸）がある。
ペプチド	数個～数百個のアミノ酸がつながってできた物質の総称。インスリン等の糖尿病治療薬として使用されているものや、最近ではがんワクチンとして開発中のものも多い。
エトドラク	非ステロイド系消炎鎮痛剤（NSAIDs）に分類され、疼痛および炎症の経口治療薬として全世界で幅広く使用されている薬物。貼付剤としての開発は、当社 ETOREAT が世界最初の試み。
NSAID	非ステロイド系消炎鎮痛剤の総称。
ベスト・イン・クラス	他の既存薬に対して明確な優位性を持つ医薬品。
プラセボ	偽薬。本物の薬と同じ外観であるが、薬として効く成分は入っていない。
統計学的有意差	確率的に偶然とは考えにくく、意味があると考えられる差。
オキシコドン	中枢性鎮痛薬（脳や脊髄にある中枢神経に作用して痛みを抑制する薬）の一種で、医療用麻薬に指定されており、重度の急性疼痛、慢性疼痛及び癌性疼痛に使用されている。
リドカイン	神経末端において痛みの信号を遮断することにより痛みを軽減させる、局所麻酔薬の一種。
チザニジン	中枢性筋弛緩剤（脳や脊髄にある中枢神経に作用して筋肉の緊張を緩和する薬）の一種で、痛みを伴う肩こりや腰痛、五十肩、緊張性頭痛等の治療及び癌性麻痺等の筋肉がこわばる症状の治療に使用されている。

生体分解性樹脂	ヒトの体内で分解され得るプラスチック素材。手術時の縫合糸等に使われているものもある。
ヨードコート軟膏	商品名、褥瘡治療薬。褥瘡とは、患者が長期にわたり同じ体勢で寝たきり等になった場合、体と支持面（多くはベッド・布団）との接触局所で血行が不全となって、周辺組織に壊死を起こすものをいう。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) MEDRx USA INC.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 アーバイン市	USドル 100,000	米国における臨床開発	100.0	役員兼任(2名) 開発委託先
(連結子会社) IL Pharma Inc.	アメリカ合衆国 マサチューセッツ 州ケンブリッジ市	USドル 200,000	米国における臨床開発	100.0	役員兼任(2名) 開発委託先
(持分法適用関連会社) 株式会社ケイ・エム トランスダーム	大阪市北区	千円 300,000	医薬品の研究開発、製造	49.0	役員兼任(1名) ETOREAT [®] の製造ライセンス許諾

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、代表的な事業の名称を記載しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社及び特定子会社はありません。
3. IL Pharma Inc. は、平成27年10月1日をもって MEDRx USA INC. に吸収合併しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年12月31日現在

区分	従業員数(名)
全社共通	25
合計	25

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 当社グループは、単一事業分野において営業を行っており、単一事業部門で組織されているため、従業員数は全社共通としております。

(2) 提出会社の状況

平成27年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
25	43.5	7.4	5,942

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、単一事業分野において営業を行っており、単一事業部門で組織されているため、従業員数は全社共通としております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合はありません。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度において、当社グループではイオン液体を利用した独自の経皮製剤技術ILTS[®] (Ionic Liquid Transdermal System)を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収性を飛躍的に向上させることにより、新しい付加価値を持った医薬品を開発することを事業の中核に据え、当社グループの最重要パイプラインである消炎鎮痛貼付剤 ETOREAT[®] (エトドラクテープ剤)を始めとする4つのパイプラインについて製品化に向けた開発を推し進めるとともに、後続パイプラインの研究開発及び提携候補先との契約交渉を行うなど、事業の拡大を図ってきました。ETOREAT[®]については、米国の規制当局であるFDA (アメリカ食品医薬品局: Food and Drug Administration) と承認申請に必要な追加臨床試験などについて協議をいたしました結果、急性疼痛の一種としてFDAと合意したDOMS (Delayed Onset Muscle Soreness、遅発性筋肉痛)に関する病態モデルでの臨床試験を実施することを決定しております。追加臨床試験1本目の結果判明は平成28年7~8月、2本目の結果判明は平成28年後半を見込んでおります。中等度から重度の疼痛に対する中枢性鎮痛薬MRX-10XT (オキシコドンテープ剤)につきましたは、米国での臨床試験を実施するための非臨床試験を開始し、米国における治験薬製造についてThe Tapemark Company (以下「Tapemark社」という)に製造を委託する契約を締結いたしました。後続パイプラインについての臨床開発の米国展開拠点として、平成27年4月に当社100%出資の連結子会社 MEDRx USA INC. (以下、「MUS」という)を設立いたしました。子会社管理の一元化及び効率化、業務運営コストの削減を行うことを目的として、当社100%連結子会社 IL Pharma Inc. (米国マサチューセッツ州)を平成27年10月1日をもって MUS に吸収合併しております。平成27年12月には、ETOREAT[®]、MRX-10XTに続く新規パイプラインとして、帯状疱疹後の神経疼痛治療薬MRX-5LBT (リドカインテープ剤)及び痙性麻痺治療薬MRX-4T2T (チザニジンテープ剤)について、臨床試験を実施する開発ステージへの移行を決定し、同時に、当該2つのパイプラインの今後の開発に必要な資金を確保することを目的として、Evolution Biotech Fund を割当先とする第8回新株予約権 (行使価額修正条項付き) (第三者割当て)を発行いたしました。また、当社の上市製品である褥瘡・皮膚潰瘍治療剤「ヨードコート軟膏」等の製品を提携先の製薬会社を通じて販売してきました。

当連結会計年度においては、当社グループの3つの研究開発テーマについて公的助成事業による助成金をいただきました。平成27年3月には「ナノコロイド含有液型貼付技術を応用した偏頭痛治療薬の製剤開発」について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) の「平成25年度イノベーション実用化ベンチャー支援事業」より79百万円、「生分解樹脂製マイクロニードルアレイのディスプレイ型装着技術の開発」について経済産業省の「平成26年度戦略的基盤技術高度化支援事業」より32百万円、5月には「イオン液体技術を応用した新規骨粗鬆症治療貼付剤の開発」プロジェクトについて公益財団法人かがわ産業支援財団の「平成26年度かがわ中小企業応援ファンド事業」より5百万円の助成金を受けております。

このような取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は37百万円 (前連結会計年度比143.1%)、研究開発費用とその他経費を合わせた販売費及び一般管理費は1,025百万円 (前連結会計年度比100.5%) を計上し、営業損失は999百万円 (前連結会計年度は1,003百万円の損失)、営業外収益に受取研究開発負担金20百万円、営業外費用に第8回新株予約権 (行使価額修正条項付き) (第三者割当て) の発行にかかる弁護士費用等の営業外支払手数料4百万円と新株予約権の権利行使による新株発行にかかる登録免許税等の株式交付費0.4百万円、在外子会社の財務諸表項目の換算により生じた為替差損0.4百万円、持分法適用関連会社の研究開発投資が先行していることによる持分法投資損失8百万円の計上により経常損失は990百万円 (前連結会計年度は1,012百万円の損失)、特別利益として国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) から79百万円、経済産業省の「平成26年度戦略的基盤技術高度化支援事業」から32百万円、公益財団法人かがわ産業支援財団の「平成26年度かがわ中小企業応援ファンド事業」から5百万円、総額116百万円の助成金収入により当期純損失は878百万円 (前連結会計年度は1,016百万円の損失) となりました。

< ETOREAT[®]: 消炎鎮痛貼付剤 (エトドラクテープ剤) >

当社グループの最重要パイプラインとして、ILTS[®]を活用した最初の完成製剤である「消炎鎮痛貼付剤 ETOREAT[®] (エトドラクテープ剤)」の米国での開発を推し進めています。100%子会社MUSを開発拠点とし、軽度から中等度の急性疼痛を適応症とする医療用医薬品としての製造販売承認取得を目指しており、平成26年に腰を対象とした第相臨床試験 (試験番号1009) を実施し、FDAと承認申請に必要な追加臨床試験などについて協議をいたしました結果、急性疼痛の一種としてFDAと合意した病態モデルでの臨床試験を実施することを決定しております。追加臨床試験1本目の結果判明は平成28年7~8月、2本目の結果判明は平成28年後半を見込んでおります。

< 開発コード MRX-10XT：中枢性鎮痛貼付剤（オキシコドンテープ剤） >

ETOREAT[®]に続く自社開発パイプラインとして、ILTS[®]を用いて、中枢性鎮痛薬であるオキシコドンのテープ型貼付剤の製剤開発を推し進めています。オキシコドンは、4,000億円超の米国オピオイド市場において最大シェアを占める薬物です（出所：(株)総合企画センター大阪）。ILTS[®]によって、経皮難吸収性のオキシコドンの経皮浸透度を飛躍的に高めると同時に、皮膚に対する安全性も満たすテープ型貼付剤であり、平成27年11月に米国での臨床試験を実施するための非臨床試験を開始し、平成27年12月に米国における治験薬製造について Tapemark社に製造を委託する契約を締結いたしました。

< 開発コード MRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤） >

ILTS[®]を用いて局所麻酔剤であるリドカインのテープ型貼付剤を製剤開発したもので、既に米国での特許を取得しており、非臨床試験も実施済みです。米国においてピーク時年商約1,200億円であったリドカインパップ剤 Lidoderm[®]と同様の特性を示すこと等により、早期の新薬承認申請を計画しています。ILTS[®]を用いることで、Lidoderm[®]と同様の特性を示すだけでなく、使用時の利便性や安全性が向上した製品となることを期待しています。

< 開発コード MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤） >

ILTS[®]を用いて中枢性筋弛緩薬であるチザニジンのテープ型貼付剤を製剤開発したものです。約1,000億円超である筋弛緩薬の米国市場（出所：Optio Biopharma）に、持続的な効果発現と肝障害や眠気等の副作用低減が期待できる初の経皮製剤を投入したいと考えています。現在、非臨床試験を実施中であり、平成28年に臨床試験を開始する計画です。

< 上市製品 >

当社グループでは、褥瘡・皮膚潰瘍治療剤「ヨードコート軟膏」等の製品を提携先の製薬会社を通じて販売しており、当連結会計年度の製品売上として37百万円を計上しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ717百万円減少し、2,062百万円となりました。当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用したキャッシュ・フローは、789百万円（前連結会計年度は931百万円の使用）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失が874百万円となったこと、特別利益として公的助成事業による助成金の受取額が116百万円あったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用したキャッシュ・フローは43百万円（前連結会計年度は119百万円の使用）となりました。これは主に研究開発用の設備投資として有形固定資産の取得による支出38百万円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得したキャッシュ・フローは、113百万円（前連結会計年度は99百万円の支出）となりました。これは主に第8回新株予約権（行使価額修正条項付き）（第三者割当て）の権利行使による株式の発行による収入108百万円等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの製品は、すべて製造委託しております。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績は次のとおりであります。

事業の名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
医薬事業(製品売上高)	35,248	2.4	9,379	17.3
合計	35,248	2.4	9,379	17.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は次のとおりであります。

事業の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
医薬事業(製品売上高)	37,212	+ 41.6
医薬事業(研究開発等収入)	400	
合計	37,612	+ 43.1

(注) 1. 前連結会計年度における医薬事業(研究開発等収入)の販売高はありません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
日本新薬株式会社	18,086	68.8	26,553	71.4
株式会社マリーヌ	3,717	14.1	6,988	18.8

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) ETOREAT[®]の開発推進、米国における製造販売承認の取得

当社グループの最重要パイプラインであるETOREAT[®]の開発を、製品化（＝米国における製造販売承認の取得）に向けて着実に進めていくことが、当社グループ経営上の最重要課題であると認識しています。当社と100%子会社MUS間での連携を密にして開発に臨んでいます。

(2) 新規パイプラインの拡充

ILTS[®]に代表される当社グループの経皮吸収型製剤技術を大きな事業価値として具現化するためには、ETOREAT[®]に続くパイプラインの開発推進、即ち、ILTS[®]、NCTSを活用した製剤開発、非臨床試験及び臨床試験に取り組んでいくことが今後の課題と認識しています。

(3) 製薬会社等とのパートナーシップの構築

当社グループは、現時点では研究開発に特化した業態であることから、製薬会社等との事業提携も重要課題であると認識しています。パイプライン毎に、開発権や販売権のライセンスアウトを通じて、win-winの関係を構築できるパートナーから収益を得て、財務基盤の強化、持続的な企業成長を図っていく方針です。

(4) 人材の採用・育成、企業風土の醸成

当社グループの事業活動は、医薬品業界における豊富な経験を有する経営陣及び研究開発人員により運営されているものの、事業を推進する各部門の責任者及び少数の研究開発人員に強く依存するところがあります。当社グループが持続的な成長を果たすためには、人的陣容強化が欠かせないと認識しており、常に優秀な人材の確保と育成に努めています。また、研究開発推進の背骨となる多様性とチャレンジ精神を尊重する企業風土を培い続けていく所存です。

(5) 内部統制の強化

当社グループでは、企業規模・業容に応じた内部管理体制を整備し機能させることが重要であると考えています。業務執行の妥当性や効率性のチェック機能を有効に働かせ、取締役5名、監査役3名（社外監査役2名を含む）及び従業員25名の小規模組織（平成27年12月31日現在）に応じた内部管理体制を敷いています。今後、業容拡大に応じて内部管理体制の拡充を図っていく方針です。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業運営及び展開等について、リスク要因として考えられる主な事項を以下に記載しております。中には当社グループとして必ずしも重要なリスクとは考えていない事項も含まれておりますが、投資判断上、もしくは当社グループの事業活動を十分に理解する上で重要と考えられる事項については、投資家や株主に対する積極的な情報開示の観点からリスク要因として挙げております。

当社グループはこれらのリスクの発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。また、これらは投資判断のためのリスクを全て網羅したのではなく、更にこれら以外にも様々なリスクを伴っていることにご留意頂く必要があると考えます。なお、文中の将来に関する記載は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

・ 医薬品の研究開発、医薬品業界に関するリスク

(1) 新薬開発の不確実性

医療用医薬品の開発には多額の研究開発投資と長い時間を要しますが、臨床試験で有用な効果を見えないこと等により研究開発が予定通りに進行せず、開発の延長や中止の判断を行うことは稀ではありません。また、日本国内はもとより、海外市場への展開においては、各国の薬事関連法規等の法的規制の適用を受けており、新薬の製造及び販売には各国別に厳格な審査に基づく承認を取得しなければならないため、有効性、安全性、及び品質等に関する十分なデータが得られず、予定していた時期に上市ができず延期になる、または上市を断念する可能性があります。これは当社グループのパイプラインを他社にライセンスアウトした場合も同様であり、当社グループが研究開発を行った医療用医薬品候補及び他社にライセンスアウトした医療用医薬品候補の上市が延期または中止された場合、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 薬事関連法規等の規制

当社は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という）」等の薬事関連法規の厳格な規制を受けており、事業活動の遂行に際して以下のとおり許認可等を受けています。

許認可等の 名称及び所管官庁	許認可等の内容 及び有効期限	主な許認可取消 又は業務停止事由
第一種医薬品製造販売 業許可証 所管官庁：厚生労働 省、香川県	医薬品医療機器等法第12条第1項の規定により許可された第一種医薬品製造販売業者であること。 有効期限：平成31年2月8日 (5年毎の更新)	医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があったとき、又は役員等が欠格条項に該当したとき（医薬品医療機器等法第75条第1項）
第二種医薬品製造販売 業許可証 所管官庁：厚生労働 省、香川県	医薬品医療機器等法第12条第1項の規定により許可された第二種医薬品製造販売業者であること。 有効期限：平成31年2月8日 (5年毎の更新)	同上

これらの許認可等を受けるための諸条件及び関連法令の遵守に努めており、現時点において当該許認可等が取り消しとなる事由は発生していません。しかし、法令違反等によりその許認可等が取り消された場合には、規制の対象となる製品を回収し、またはその販売を中止することが求められる可能性及び対象事業を継続できない可能性があります。当社グループの運営に支障をきたし事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、将来において各国薬事法等の諸規制に大きな変化が生じた場合にも、同様に、当社グループの運営に支障をきたし事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 副作用発現、製造物責任

医薬品には、臨床試験段階から更には上市后以降において、予期せぬ副作用が発現する可能性があります。当社グループは、こうした事態に備えて、製造物責任を含めた各種賠償責任に対応するための適切な保険に加入しておりますが、最終的に当社グループが負担する賠償額の全てに相当する保険金が支払われる保証はありません。また、当社に対する損害賠償の請求が認められなかったとしても、製造物責任請求等がなされたこと自体によるネガティブ・イメージにより、当社グループ及び当社グループの製品に対する信頼に悪影響が生じる可能性があります。これら予期せぬ副作用が発現した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及び可能性があるとともに、社会的信頼の失墜を通じて当社グループの事業展開にも深刻な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合

医薬品業界は、国際的な巨大企業を含む国内外の数多くの企業や研究機関等による激しい競争状態にあり、その技術革新は急速に進んでいる状況です。これら競合相手との競争において必ずしも当社が優位性をもって継続できるとは限らず、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動における競争の結果により、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 医療費抑制策

当社グループの第一パイプライン「消炎鎮痛貼付剤（商品名：ETOREAT[®]）」の最重要ターゲットである米国において、医療保険改革法案等による先発医薬品への価格引下げ圧力のほか、低価格のジェネリック医薬品の使用促進も進んでいます。また、我が国においても、政府は増え続ける医療費に歯止めをかけるため、医療費の伸びを抑制していく方針を示しており、定期的な薬価引き下げをはじめ、ジェネリック医薬品の使用促進等が進んでいます。今後の医療費政策の動向が当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

事業遂行上のリスク

(1) 特定のパイプライン / 製品に関する提携契約への依存、収益の不確実性

当社グループは、米国にて開発中の「消炎鎮痛貼付剤（商品名：ETOREAT[®]）」に関する、製薬会社等との提携契約による収益を中心とした事業収益計画を有しています。

しかしながら、このような提携契約は、相手先企業の経営方針の変更や経営環境の極端な悪化等の、当社がコントロールし得ない何らかの事情により、期間満了前に終了する可能性があります。ETOREAT[®]の提携契約において、提携先である興和株式会社は、科学的又は経済上の理由により本製品の販売を開始又は継続することが困難であると合理的に判断した場合、その判断が本製品の販売前である場合は当社に対し当該理由の詳細な説明と共に3ヶ月前に通知することにより違約金なしで本契約を解除することができ、当該判断が本製品の販売開始後である場合は6ヶ月前に通知することにより違約金なしで本契約を解除することができます。なお、現時点ではこれら解除事由となる状況は発生していませんが、本契約が解除された場合は、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、製品上市前の収益として、所定の成果達成に基づくマイルストーン収益を見込んでいますが、この発生時期は開発の進捗に依存した不安定で予測困難なものであり、開発に遅延が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。特に、現在実施中のETOREAT[®]の第 相臨床試験において有効性を確認できなかった場合は、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性が高いと考えられます。

なお、当社グループでは今後、後続パイプラインによる収益化に努め、ETOREAT[®] 関連の収益への依存度を低減していく方針ですが、それらの収益化についても、開発の進捗に依存した不安定で予測困難なものであり、これらの開発に遅延が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 小規模組織、少数の事業推進者への依存、業務委託及び提携先への依存

当社グループは、提出日現在、取締役6名、監査役3名（非常勤監査役2名を含む）及び従業員25名の小規模組織であり、現在の内部管理体制はこのような組織規模に応じたものとなっています。今後、業容拡大に応じて内部管理体制の拡充を図る方針です。

また、当社グループの事業活動は、当社創業者であり設立当時から代表取締役社長である松村眞良をはじめとする現在の経営陣、事業を推進する各部門の責任者及び少数の研究開発人員に強く依存するところがあります。そのため、常に優秀な人材の確保と育成に努めていますが、人材確保及び育成が順調に進まない場合、並びに人材の流出が生じた場合には、当社グループの事業活動に支障が生じ、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

加えて、当社グループでは、研究開発、製造及び販売に関して、業務委託及び業務提携することにより、比較的少人数による事業推進を可能にしています。しかしながら、何らかの理由により、業務受託又は業務提携先との関係が解消された場合には、事業活動に支障をきたし、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 知的財産権

当社グループでは研究開発をはじめとする事業展開において様々な知的財産権を使用しており、これらは当社所有の権利であるか、あるいは適法に使用許諾を受けた権利であるものと認識しています。

下表に製薬会社等と提携済みの当社グループの代表的なパイプラインに関する重要な特許の状況について記載します。

<提携済みパイプラインに関連する主な特許の状況>

商品名・開発コード	発明の名称	出願国、権利化の状況	権利者・出願人	ライセンスアウトの状況
ETOREAT	消炎鎮痛外用剤	米国、日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、スペイン、ベルギー、オランダ、スウェーデン、アイルランド、オーストリア、トルコ、中国、オーストラリア、韓国、南アフリカ、カナダで登録	当社	興和株式会社に米国における独占的販売権を許諾 株式会社ケイ・エム・トランスゲームに独占的製造権を許諾
	イオン液体化したエトドラクの特製剤	米国、日本、中国、オーストラリア、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、カナダ、韓国で登録		

しかし、当社が保有している現在出願中の特許が全て成立する保証はありません。また、特許が成立した場合でも、当社の研究開発を超える優れた研究開発により、当社の特許に含まれる技術が淘汰される可能性は常在しています。当社の特許権の権利範囲に含まれない優れた技術が開発された場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは他社の特許権の侵害を未然に防止するため特許調査を実施しており、これまでに、当社グループの開発パイプラインに関する特許権等の知的財産権について第三者との間で訴訟が発生した事実はありません。しかし、当社グループのような研究開発型企業にとって知的財産権侵害の問題を完全に回避することは困難であり、第三者との間で知的財産権に関する紛争が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

業績等に関するリスク

(1) 社歴の浅さ

当社は平成14年1月に設立された社歴の浅い企業であり、医薬品業界における豊富な経験を有する経営陣及び研究開発人員により運営されているものの、今後、未だ経験していない事業上のトラブルが発生する可能性は否定できず、将来の不確定要因も多いと考えられます。

(2) マイナスの繰越利益剰余金の計上

当社グループは、医薬品の研究開発を主軸とするベンチャー企業です。医薬品の研究開発には多額の初期投資を要し、その投資資金回収も他産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的に期間損益のマイナスが先行する傾向にあります。当社グループも創業以来継続的に営業損失及び当期純損失を計上しています。

当社グループは、ETOREAT[®]を始めとするパイプラインの開発を推し進めることにより、将来の利益拡大を目指しています。しかしながら、設立以来当期純損失を計上しており、将来において計画通りに当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社事業が計画通りに進展せず当期純利益を獲得できない場合には、繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

(3) 収益計上が大きく変動する傾向

当社グループは、上市済み製品による売上を計上しているもののその額は微々たるものであり、当社グループの売上高は、ETOREAT[®]を始めとする現在開発中のパイプラインのライセンスアウト時の契約一時金及び開発進捗に伴うマイルストーン収入に大きく影響されるため、過年度の売上高、当期純利益（損失）は不安定に推移しています。

この傾向は、ETOREAT[®]を始めとする現在開発中のパイプラインが上市され安定的な収益基盤となるまで続く見込まれます。

(4) 資金繰り

当社グループは、研究開発型企業として多額の研究開発資金を必要とし、また研究開発費用の負担により長期に亘って先行投資の期間が続きます。この先行投資期間においては、継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなる傾向があります。当社も営業キャッシュ・フローのマイナスが続いており、かつ現状では安定的な収益源を十分には有していません。

このため、先行投資期間においては、必要に応じて適切な時期に資金調達等を実施し、財務基盤の強化を図る方針です。なお、平成25年2月13日に東京証券取引所マザーズへの上場に伴う2,347百万円の資金調達により、今後の研究開発活動を積極的に展開するための資金を確保しております。また、平成25年9月3日に行使価額修正条項付き第6回新株予約権（第三者割当て）を発行し、平成25年11月12日には全ての権利行使が完了して総額2,292百万円の資金調達を行っております。さらに、平成27年12月7日にMRX-5LBT（帯状疱疹後の神経疼痛治療薬）、MRX-4TZT（痙性麻痺治療薬）等の後続パイプラインの開発に必要な資金を確保する目的で第8回新株予約権（行使価額修正条項付き）（第三者割当て）を発行し、原則として概ね6ヶ月の期間にわたり割当先が段階的に権利行使することをコミットしていることから、現在、新株予約権の権利行使による資金調達が進行中です。これらの資金調達により、現在、必要な事業資金については確保できております。

当社グループでは、こうした方針を今後も継続していく予定ですが、将来的に必要なタイミングで資金を確保できなかった場合は、当社事業の継続に重大な懸念が生じる可能性があります。

(5) 為替変動リスク

当社グループの収入及び支出（計画を含む）には米国ドル建決済が含まれていますが、特段の為替リスクヘッジは行っておりません。大幅な為替変動が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 調達資金使途

上場時の公募増資及びその後現在に至るまでの新株予約権の権利行使により調達した資金は、医薬品の研究開発を中心とした事業費用に充当する計画です。但し、新薬開発に関わる研究開発活動の成果が収益に結びつくには長期間を要する一方で、研究開発投資から期待した成果が得られる保証はなく、その結果、調達した資金が期待される利益に結びつかない可能性があります。

(7) 新株発行による資金調達

当社グループは際限ない成長意欲を有しており、将来の急速な事業規模の拡大に伴い、増資を中心とした資金調達を機動的に実施していく可能性があります。その場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(8) ストック・オプション

当社は、当社取締役、監査役、従業員、社外協力者の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を採用しています。会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の承認を受け、当社取締役、監査役、従業員、当社子会社従業員及び社外協力者に対して新株予約権の発行と付与を行っています。

平成27年12月31日現在における当社の発行済株式総数は6,889,700株であり、これら新株予約権の権利が行使された場合は、新たに116,700株の新株式が発行され、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材の確保のため、同様のインセンティブ・プランを継続する可能性があります。従って、今後付与される新株予約権が行使された場合にも、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

なお、平成28年2月12日に、当社及び子会社の取締役及び監査役に対し、第9回新株予約権（有償）5,700個（普通株式570,000株 新株予約権1個当たり100株）を発行すること、及び、当社の従業員及び子会社の取締役に対し、第10回新株予約権（無償）1,200個（普通株式120,000株 新株予約権1個当たり100株）を付与することを決議しており、これらすべての新株予約権が発行又は付与され、権利行使された場合は、さらに690,000株の新株式が発行され、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(9) 配当政策

医薬品の研究開発には多額の初期投資を要し、その投資回収も長期に及ぶ傾向にあり、当社も創業以来継続的に営業損失及び当期純損失を計上しています。このような状況下においては、積極的な開発推進によって企業価値を高めることこそが、株主利益の最大化に繋がると考えています。

平成27年12月期末においては、会社法の規定上、配当可能な財政状態にはありません。

株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、ETOREAT[®]をはじめとする現在開発中の新薬が上市され、その販売によって当期純利益が計上される時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、配当による利益還元の実施を検討したいと考えております。

5 【経営上の重要な契約等】

契約書名 (対象パイプ ライン)	契約先 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
独占的販売権許 諾契約書 (ETOREAT [®])	興和株式会社 (平成23年3月10日)	締結日から、 本製品のテリ トリーにおけ る発売開始か ら15年或いは 本特許の最も 遅い有効期限 のいずれか遅 い日まで	当社は、米国及びプエルトリコにおける、エトドラク・リドカイン塩含有貼付剤の販売に関する独占的実施権を興和株式会社に許諾する。 当社は、その対価として、以下の契約一時金・マイルストーンを受領する。 a. 本契約の締結時：5億円 b. 本承認申請受理時：10.5億円 c. 本販売承認取得時：15億円 その他、単年における本製品の正味販売高が予め段階的に定めた額を達成した際、各々その予め定めた額の5%を受領する。 当社は、本製品を興和株式会社に独占的に供給するとともに、売上に応じた販売ロイヤルティを受領する。
共同開発及び実 施許諾契約 (ETOREAT [®] 他)	株式会社ケイ・エム トランスダーム、 株式会社カネカ (平成21年9月28日)	締結日から、 本発明に係わ る権利が全て 消滅する日ま で	当社は、株式会社ケイ・エム トランスダームにエトドラク医薬品関連特許の製造及び販売会社への卸売に関する独占的実施権を許諾する。 当社は、その対価として、総額6億円をエトドラク医薬品の米国での開発進捗等に応じて2億円ずつ3回に分けて受領する。(注)
製造委委託等に 関する契約 (ETOREAT [®])	祐徳薬品工業株式会社 株式会社ケイ・エム トランスダーム (平成21年12月16日)	上市后10年が 経過する日、 或いは本製品 関連特許期間	エトドラク含有貼付剤の米国市場向け全需要のうち、年間5,000万枚までは、祐徳薬品工業株式会社へ優先的に製造委託する。

(注) 3回いずれも実施及び受領済み

6 【研究開発活動】

当社グループでは、イオン液体の特徴を利用したILTS[®]による経皮吸収型医薬品に関する研究開発を中心に研究開発活動を行っています。平成27年12月31日現在、当社グループの研究開発人員数は15名であり、当連結会計年度における研究開発費は716百万円です。

(1) 製剤開発

製剤開発については当社研究部(香川県東かがわ市)を拠点としています。

当社グループ独自の経皮吸収型製剤技術であるILTS[®]、NCTSを基に、対象薬物候補における高い経皮浸透性、皮膚安全性等の実用化基準を満たす経皮吸収型製剤の開発を、当社グループ独自で、あるいは、製薬会社等と共同で実施しています。

(2) 臨床開発

ETOREAT[®]及び後続パイプラインの米国における臨床開発に関しては、100%子会社のMUSを拠点とし、現地CROや米国薬事及びFDA対応に関する知識や経験の豊富なコンサルタントとの緊密な提携関係により、機動的に臨床試験を運営しています。

研究開発活動に関する詳細は、第1企業の概況 3事業の内容に記載していますのでご参照下さい。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて707百万円減少し、2,977百万円となりました。12月に発行した第8回新株予約権（行使価額修正条項付き）（第三者割当て）の権利行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ54百万円増加しておりますが、当期純損失878百万円を計上したこと等により現金及び預金が717百万円減少しております。

流動資産は2,204百万円となりました。主な内容は、現金及び預金2,062百万円等であります。固定資産は773百万円で、主な内容は投資有価証券416百万円、建物及び構築物178百万円、機械装置及び運搬具71百万円であります。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べて34百万円増加し、205百万円となりました。これは未払金の増加31百万円、持分法適用に伴う負債の増加3百万円等によるものであります。

流動負債は109百万円となりました。主な内容は未払金89百万円、未払法人税等11百万円等であります。固定負債は95百万円となりました。主な内容は持分法適用に伴う負債79百万円等であります。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて741百万円減少し、2,772百万円となりました。当期純損失878百万円の計上に伴い、利益剰余金が減少したことによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の94.9%から91.8%となりました。

(2) 経営成績の分析

当連結会計年度において、当社グループではイオン液体を利用した独自の経皮製剤技術ILTS[®](Ionic Liquid Transdermal System)を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収性を飛躍的に向上させることにより、新しい付加価値を持った医薬品を開発することを事業の中核に据え、当社グループの最重要パイプラインである消炎鎮痛貼付剤 ETOREAT[®]（エトドラクテープ剤）を始めとする4つのパイプラインについて製品化に向けた開発を推し進めるとともに、後続パイプラインの研究開発及び提携候補先との契約交渉を行うなど、事業の拡大を図ってきました。また、当社の上市製品である褥瘡・皮膚潰瘍治療剤「ヨードコート軟膏」等の製品を提携先の製薬会社を通じて販売してきました。

当連結会計年度においては、当社グループの3つの研究開発テーマについて公的助成事業による助成金をいただきました。平成27年3月には「ナノコロイド含有液型貼付技術を応用した偏頭痛治療薬の製剤開発」について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「平成25年度イノベーション実用化ベンチャー支援事業」より79百万円、「生分解樹脂製マイクロニードルアレイのディスプレイ型装着技術の開発」について経済産業省の「平成26年度戦略的基盤技術高度化支援事業」より32百万円、5月には「イオン液体技術を応用した新規骨粗鬆症治療貼付剤の開発」プロジェクトについて公益財団法人かがわ産業支援財団の「平成26年度かがわ中小企業応援ファンド事業」より5百万円の助成金を受けております。

このような取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は37百万円（前連結会計年度比143.1%）、研究開発費用とその他経費を合わせた販売費及び一般管理費は1,025百万円（前連結会計年度比100.5%）を計上し、営業損失は999百万円（前連結会計年度は1,003百万円の損失）、営業外収益に受取研究開発負担金20百万円、営業外費用に第8回新株予約権（行使価額修正条項付き）（第三者割当て）の発行にかかる弁護士費用等の営業外支払手数料4百万円と新株予約権の権利行使による新株発行にかかる登録免許税等の株式交付費0.4百万円、在外子会社の財務諸表項目の換算により生じた為替差損0.4百万円、持分法適用関連会社の研究開発投資が先行していることによる持分法投資損失8百万円等により経常損失は990百万円（前連結会計年度は1,012百万円の損失）、特別利益として国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）から79百万円、経済産業省の「平成26年度戦略的基盤技術高度化支援事業」から32百万円、公益財団法人かがわ産業支援財団の「平成26年度かがわ中小企業応援ファンド事業」から5百万円、総額116百万円の助成金収入により当期純損失は878百万円（前連結会計年度は1,016百万円の損失）となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ717百万円減少し、2,062百万円となりました。これは、営業活動により使用したキャッシュ・フロー789百万円と、研究開発用の設備投資として有形固定資産の取得等による投資活動により使用したキャッシュ・フロー43百万円及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付き）（第三者割当て）の権利行使による株式の発行等による財務活動により獲得したキャッシュ・フローが113百万円となったためです。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に対して中期的に重要な影響を与える最大の要因は、ETOREAT[®]開発の成否です。米国にて実施中の第 相臨床試験において有効性が示され、米国の規制当局であるアメリカ食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）に医療用医薬品としての製造販売承認取得のための申請を行って、製造販売承認を取得することにより、独占的販売権許諾契約に従ってマイルストーンフィーを受領することができます。

(5) 経営戦略の現状とその見通し

上記（4）で挙げた、当社グループの最重要パイプラインであるETOREAT[®]の開発を、製品化（＝米国における製造販売承認の取得）に向けて着実に進めていくことが、当社グループ経営上の最重要課題であると認識しており、当社と100%子会社MUS間での連携を密にして開発に臨んでいます。特に、臨床開発に関しては、MUSを拠点とし、現地CROや米国薬事及びFDA対応に関する知識や経験の豊富なコンサルタントとの緊密な提携関係により、機動的に臨床試験を運営しています。

平成26年に腰を対象とした第 相臨床試験（試験番号1009）を実施し、FDAと承認申請に必要な追加臨床試験などについて協議をしてまいりました結果、急性疼痛の一種としてFDAと合意したDOMS（Delayed Onset Muscle Soreness、遅発性筋肉痛）に関する病態モデルでの臨床試験を実施することを決定しております。追加臨床試験1本目の結果判明は平成28年7～8月、2本目の結果判明は平成28年後半を見込んでおります。

MRX-10XTについては、早期に米国での臨床試験を開始すべく、現在実施している非臨床試験とTapemark社への製造技術移転を推し進めてまいります。MRX-5LBTについては、平成28年2月にFDAに治験許可申請（Investigational New Drug application）を提出しました。早期の新薬承認申請（New Drug Application）を目指して臨床開発を進めてまいります。MRX-4TZTについては、平成28年中に臨床第 相試験を開始する計画です。また、上記以外のパイプラインについても研究開発を推進し、開発提携やライセンスアウト等による収益化に努めてまいります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

ILTS[®]に代表される当社グループの経皮吸収型製剤技術を大きな事業価値として具現化するためには、後続パイプラインの開発推進、即ち、ILTS[®]、NCTSを活用した製剤開発、非臨床試験及び臨床試験に取り組んでいかねばなりません。今後も研究開発推進の背骨となる多様性とチャレンジ精神を尊重する企業風土を培い続けていく所存です。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、基幹事業であります製剤開発を中心に行っている研究開発に伴う設備や機器の新設、拡充を継続的に行っております。当連結会計年度における設備投資の総額は6,712千円であり、その主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	液体クロマトグラフィ	3,900千円
	溶出試験器	2,170千円

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成27年12月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他		合計
本社 (香川県 東かがわ市)	医薬事業	本社業務	178,004	69,909	24,596	() [64,658]		272,510	17
白鳥ラボ (香川県 東かがわ市)	医薬事業	治験薬設備	965	1,240	1,978	()		4,183	
東京事務所 (東京都中央区)	医薬事業	事業開発 拠点			0	()		0	4
大阪事務所 (大阪市中央区)	医薬事業	事業開発 拠点			0	()		0	4

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 本社の土地を連結会社以外の者から賃借しており、年間賃借料は9,022千円であります。
また、土地の一部を連結会社以外の者へ賃貸しており、年間賃貸料は4,445千円であります。
なお、賃借している土地の面積は[]で記載しております。

(2) 在外子会社

平成27年12月31日現在

会社名 事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他		合計
MEDRx USA INC. 本社 (米国カリフォル ニア州)	医薬事業	事業開発 拠点			579	()		579	

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. MEDRx USA INC.の決算期は9月のため、平成27年9月30日現在の状況を記載しております。
3. IL Pharma Inc. は、平成27年10月1日をもって MEDRx USA INC. に吸収合併しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,758,800
計	26,758,800

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年3月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,889,700	6,999,700	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株 であります。
計	6,889,700	6,999,700		

(注) 提出日現在発行数には、平成28年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成23年4月15日臨時株主総会、平成23年4月7日及び平成23年4月15日取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	712(注)1,2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	71,200(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成25年4月27日から 平成33年4月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 資本組入額 900	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとする。 各新株予約権の行使にあたっては、一部行使ができるものとする。 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他株式市場(国内外を問わず。)に上場した場合に限り行使することができる。	同左

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
	<p>本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社またはその子会社の取締役、監査役、従業員または外部支援者の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。</p> <p>本要項に定める取得事由が発生していない場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の条件は、平成23年4月15日開催の臨時株主総会決議および取締役会決議の授権に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 本新株予約権発行と同時に、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権として発行済みの1,129個を消却することを条件として、1,780個を上限とする。即ち、第1回新株予約権として発行済みの220個と合わせて、新株予約権の発行数が総計2,000個を上回らないものとする。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

平成26年4月11日取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第7回新株予約権

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	455(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,500(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,459(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年5月2日から 平成36年4月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,459 資本組入額 730	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社及び当社連結子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当会社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式より本新株予約権の目的である株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に定める条件に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
次に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、表中「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成27年11月20日取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第8回新株予約権（行使価額修正条項付き）（第三者割当て）

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	1,400,000(注)2、3	1,290,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,400,000(注)2、3	1,290,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額1株当たり 703(注)5、6、7	同左
新株予約権の行使期間	平成27年12月7日から 平成28年7月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)8	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権買取契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
2. 本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,600,000株、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という）は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という）が修正されても変化しない（但し、調整されることがある）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準：本新株予約権は、平成27年12月7日から5価格算定日が経過する毎に行使価額が修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という）において売買立会が行われる日（以下、「取引日」という）であって、(注)10.に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という）の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する5価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額（以下「基準行使価額」という）（ただし、当該金額が、上限行使価額（(注)7.(3)に定義する）を上回る場合、上限行使価額とし、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする）に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度：上記(2)に記載の頻度で修正される。
- (4) 行使価額の下限：当初463円（(注)7.(3)参照）。
- (5) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は1,600,000株（平成27年6月30日現在の発行済株式総数に対する割合は23.9%）、割当株式数は1株で確定している。
- (6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（上記(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）：745,600,000円（ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある）
- (7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項は設けられていない。
3. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,600,000株（本新株予約権1個当たり1株）とする。
- なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

4. 本新株予約権の総数 1,600,000個
5. 各本新株予約権の払込金額 金3.0円
6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額は、当初、703円とする（以下「当初行使価額」という）。
7. 行使価額の修正
 - (1) 本新株予約権は、平成27年12月7日から5価格算定日が経過する毎に行使価額が修正される。価格算定日とは、取引所における取引日であって、(注)10.に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、修正日の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする基準行使価額（ただし、当該金額が、上限行使価額を上回る場合、上限行使価額とし、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする）に修正される。
 - (2) 前項の規定に関わらず、基準行使価額が1,546円（以下「上限撤回価額」という）を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は基準行使価額（ただし、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする）となる。
 - (3) 「上限行使価額」は、当初1,159円、「下限行使価額」は、当初463円とする。上限行使価額、上限撤回価額及び下限行使価額は(注)8.の規定を準用して調整される。
8. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、(注)8.(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(注)8.(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(注)8.(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または(注)8.(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の取得と引換えに(注)8.(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(注)8.(2) ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、(注)8.(2) ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、(注)8.(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(注)8.(2)の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) (注)8.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
10. 市場混乱事由
(1) 当社普通株式が取引所により管理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合
(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)のものとする)
11. 本新株予約権の権利の行使に関する事項について割当先との間の取決めの主な内容
(1) 割当先は、平成27年12月7日以降、割当先の保有する未行使の本新株予約権が存在する限り、以下に定める期間(以下、「行使基準期間」という)において、各行使基準期間の最終日の翌取引日(以下、「権利行使日」という)に50,000個以上の本新株予約権を行使する事を約する。ただし、以下の条件に服する。
各行使基準期間に対応する修正日の4価格算定日前の日を初日とし当該修正日を末日とする期間内のいずれかの取引日において、取引所の発表する発行会社普通株式の普通取引の終値が、当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合には、割当先は当該行使基準期間にかかる権利行使日において本新株予約権を行使することを要しない(以下、「行使コミット消滅」という)。ただし、割当先はその自由な裁量により、当該権利行使日に任意の数の本新株予約権を行使することができる。
割当先は、24回目の行使基準期間までに行使コミット消滅が発生した場合に限り、25回目の権利行使日に50,000個以上の本新株予約権を行使する。
割当先は、25回目の行使基準期間までに行使コミット消滅が発生した場合に限り、26回目の権利行使日に50,000個以上の本新株予約権を行使する。
割当先は、26回目の行使基準期間までに行使コミット消滅が発生した場合に限り、27回目の権利行使日に50,000個以上の本新株予約権を行使する。

割当先は、27回目の行使基準期間までに行使コミット消滅が発生した場合に限り、28回目の権利行使日に50,000個以上の本新株予約権を行使する。

割当先は、28回目の行使基準期間までに行使コミット消滅が発生した場合に限り、29回目の権利行使日に50,000個以上の本新株予約権を行使する。

割当先は、29回目の行使基準期間までに行使コミット消滅が発生した場合に限り、30回目の権利行使日に50,000個以上の本新株予約権を行使する。

	修正日	行使基準期間
1	(注)7. に基づく第1回目の修正日	開始日：平成27年12月7日 最終日：当該基準期間の開始日(当日を含む)の5価格算定日後
2～30	(注)7. に基づく第2～30回目の修正日	開始日：前回基準期間最終日の翌価格算定日 最終日：当該基準期間の開始日(当日を含む)の5価格算定日後

- (2) 各行使基準期間において、割当先が権利行使日以外の日において行使することのできる本新株予約権の数は、25,000個を上限とする。また全ての行使基準期間を通算して、かかる行使を行う本新株予約権は、400,000個を上限とする。
- (3) 割当先は本新株予約権の行使期間内に、本新株予約権を全て行使することを約する。ただし、(注)11.(1)の表に記載の30回目の行使基準期間までに行使コミット消滅が7回以上発生した場合には、かかる義務は消滅する。
- (4) 上記(1)ないし(3)に定める割当先の義務は、本払込期日以降に本発行要項第23項に定める市場混乱事由が発生した取引日が累積して30取引日に達した場合には消滅するものとする。
12. 当社の株券の売買に関する事項について所有者との間の取決めの主な内容
該当事項はありません。
13. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
割当先と当社代表取締役社長である松村真良の間で株券貸借取引契約の締結をしております。
14. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成27年10月1日から 平成27年12月31日まで)	第14期 (平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	200,000	200,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	200,000	200,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	544	544
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	109,450	109,450
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		200,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		200,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		544
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		109,450

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月26日 (注)1	1,527	29,113	137,430	2,134,555	137,430	1,703,755
平成24年12月28日 (注)2	2,882,187	2,911,300		2,134,555		1,703,755
平成25年2月12日 (注)3	2,202,200	5,113,500	1,013,012	3,147,567	1,013,012	2,716,767
平成25年3月12日 (注)4	349,500	5,463,000	160,770	3,308,337	160,770	2,877,537
平成25年1月1日～ 平成25年12月31日 (注)5	1,226,700	6,689,700	1,251,725	4,560,062	1,251,725	4,129,262
平成27年12月7日～ 平成27年12月31日 (注)6	200,000	6,889,700	54,725	4,614,787	54,725	4,183,987

(注) 1. 有償第三者割当増資

発行価格 180,000円

資本組入額 90,000円

割当先 興和株式会社(1,250株) アンジェスMG株式会社(277株)

2. 株式分割(1:100)によるものであります。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,000円

引受価額 920円

資本組入額 460円

4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 920円

資本組入額 460円

割当先 野村證券株式会社

5. 第1回新株予約権及び第5回新株予約権の権利行使と行使価額修正条項付き第6回新株予約権の権利行使による増加であります。

6. 第8回新株予約権(行使価額修正条項付き)(第三者割当て)の権利行使による増加であります。

7. 事業年度末日後、平成28年2月29日までに第8回新株予約権(行使価額修正条項付き)(第三者割当て)の権利行使により、発行済株式総数が110,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ27,092千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成27年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		3	26	35	20	9	5,734	5,827	
所有株式数 (単元)		712	8,333	5,304	3,979	17	50,530	68,875	2,200
所有株式数 の割合(%)		1.03	12.10	7.70	5.78	0.02	73.37	100.00	

(7) 【大株主の状況】

平成27年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
雨堤 正博	東京都渋谷区	250,000	3.63
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	241,200	3.50
松村 米浩	東京都文京区	233,100	3.38
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	209,000	3.03
松村 眞良	香川県東かがわ市	178,300	2.59
興和株式会社	名古屋市中区錦3丁目6番29号	125,000	1.81
井上 圭司	大阪府大阪市東成区	123,000	1.79
野村證券株式会社野村ネット&コール	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	118,800	1.72
株式会社JTファイナンシャルサービス	東京都千代田区四番町8番地6-404号	117,000	1.70
志野 文哉	北海道札幌市北区	112,000	1.63
計		1,707,400	24.78

(注) 平成27年12月14日付で公衆の縦覧に供されてる大量保有報告書において、Evolution Biotech Fundが平成27年12月7日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
Evolution Biotech Fund	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9005、ジョージ・タウン、エルギン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービス(ケイマン)リミテッド	200,000	2.41

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,887,500	68,875	
単元未満株式	2,200		
発行済株式総数	6,889,700		
総株主の議決権		68,875	

【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社の取締役、監査役、従業員、当社子会社従業員及び社外協力者に対して付与することを下記株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成23年4月15日臨時株主総会、平成23年4月7日及び平成23年4月15日取締役会決議)

第5回新株予約権

決議年月日	平成23年4月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社従業員 22名 当社子会社従業員 1名 外部支援者 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社監査役2名、当社従業員14名、外部支援者2名となっております。

(平成26年4月11日取締役会決議)

第7回新株予約権

決議年月日	平成26年4月11日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員23名となっております。

(平成28年2月12日取締役会決議)

第9回新株予約権

決議年月日	平成28年2月12日
付与対象者の区分及び人数	当社及び子会社の取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	570,000株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	391円 (注)2
新株予約権の行使期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日(但し、平成34年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)まで
新株予約権の行使の条件	平成28年12月期から平成32年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における当社連結損益計算書に記載される売上額が7億円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当会社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に定める条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
次に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、表中「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(平成28年2月12日取締役会決議)

第10回新株予約権

決議年月日	平成28年2月12日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員及び子会社の取締役 26名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	120,000株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	462円 (注)2
新株予約権の行使期間	平成30年3月2日から平成38年2月28日(但し、平成38年2月28日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)まで
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当会社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に定める条件に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
次に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、表中「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

医薬品の研究開発には多額の初期投資を要しその投資回収も長期に及ぶ傾向にあります。当社も創業以来継続的に営業損失及び当期純損失を計上しており、当事業年度末においては、会社法の規定上、配当可能な財政状態にはありません。研究開発の先行投資段階にある現況においては、積極的な開発推進によって企業価値を高めることこそが株主利益の最大化に繋がると考えており、当面は内部留保に努めて研究開発資金の確保を優先する方針です。

株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、ETOREAT[®]をはじめとする現在開発中の新薬が上市され、その販売によって当期純利益が計上される時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、配当による利益還元の実施を検討したいと考えています。

剰余金の配当を行う場合は年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会です。また、機動的な配当対応を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めています。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
最高(円)			7,500	2,518	1,446
最低(円)			1,570	785	500

(注) 1. 当社株式は、平成25年2月13日から東京証券取引所マザーズに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

2. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,400	1,212	976	986	788	713
最低(円)	997	710	790	751	705	500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5 【役員の状況】

男性 8 名 女性 1 名 （ 役員のうち女性の比率11.1% ）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		松村 眞良	昭和19年 9 月 7 日	昭和43年 4 月 安井病院(現社団法人信和会京都民医連第二中央病院)勤務 昭和46年 7 月 帝國製薬株式会社入社 昭和48年 2 月 同社取締役 昭和50年 2 月 同社常務取締役 昭和63年 2 月 太田製薬株式会社(現日医工株式会社)代表取締役社長 平成 4 年 2 月 帝國漢方製薬株式会社代表取締役社長 平成 4 年 7 月 テイコメディックス株式会社(現日医工株式会社)代表取締役社長 平成12年 9 月 帝國製薬株式会社取締役副社長 平成14年 1 月 当社設立代表取締役社長(現任) 平成19年10月 IL Pharma Inc. 取締役	(注)3	178,300
代表取締役専務		松村 米浩	昭和45年 9 月10日	平成 7 年 9 月 株式会社コーポレートディレクション入社 平成15年 8 月 当社取締役 平成19年10月 IL Pharma Inc. 取締役 平成25年 3 月 当社専務取締役 平成27年 4 月 MEDRx USA INC. president(現任) 平成27年 8 月 IL Pharma Inc. president 当社代表取締役専務(現任)	(注)3	233,100
取締役	品質管理部長	山崎 啓子	昭和25年 1 月28日	昭和47年 4 月 味の素冷凍食品株式会社入社 昭和57年 1 月 帝國製薬株式会社入社 平成10年 4 月 テイコクファルマケア株式会社取締役 平成14年 1 月 当社取締役(現任) 平成21年 9 月 株式会社ケイ・エム トランスゲーム取締役	(注)3	21,000
取締役	開発部長	秋友 比呂志	昭和36年 4 月13日	昭和62年 4 月 帝國製薬株式会社入社 平成14年 6 月 当社入社 平成15年 8 月 当社監査役 平成17年 3 月 当社取締役(現任) 平成24年 6 月 株式会社ケイ・エム トランスゲーム取締役(現任) 平成27年 4 月 MEDRx USA INC. 取締役(現任)	(注)3	14,800
取締役	研究部長	濱本 英利	昭和44年 4 月14日	平成 6 年 4 月 帝國製薬株式会社入社 平成14年 1 月 当社入社 平成23年 3 月 当社取締役(現任)	(注)3	14,000
取締役		岩谷 邦夫	昭和17年 3 月25日	昭和40年 4 月 武田薬品工業株式会社入社 昭和47年 7 月 タケダ・インドネシア株式会社 マーケティング部長 昭和53年 7 月 武田フランス株式会社取締役 昭和63年 2 月 TAPファーマシューティカル執行副社長 平成元年 2 月 武田フランス株式会社取締役副社長 平成 5 年 7 月 武田薬品工業株式会社 国際プロダクトマネジメント部長 平成12年 3 月 北陸製薬株式会社(現アボットジャパン株式会社)代表取締役副社長 平成13年 3 月 同社代表取締役社長 平成15年 2 月 アボットジャパン株式会社取締役 平成15年 3 月 クリングルファーマ株式会社 代表取締役社長(現任) 平成28年 3 月 当社取締役(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役		福井 優	昭和23年8月13日	昭和49年4月 住友化学工業株式会社入社 昭和59年10月 住友製薬株式会社 (現大日本住友製薬株式会社)入社 平成20年9月 当社入社 平成22年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	3,600
監査役		團野 浩	昭和44年6月15日	平成7年4月 帝國製薬株式会社入社 平成11年1月 テイコクメディックス株式会社(現日医工株式会社)取締役 平成12年10月 日本薬剤師連盟会長秘書 平成13年8月 参議院議員第一秘書 平成15年1月 株式会社ドーモ代表取締役(現任) 平成19年3月 当社監査役(現任)	(注)4	
監査役		小足 八州男	昭和39年10月13日	平成6年10月 香川和雄税理士事務所入所 平成11年12月 税理士試験合格 平成12年2月 里坊昌俊税理士事務所入所 平成20年11月 日本公認会計士協会準会員 平成21年2月 税理士登録 平成22年1月 有限責任監査法人トーマツ入社 平成24年1月 小足八州男税理士事務所代表 平成25年3月 当社監査役(現任) 平成25年9月 公認会計士登録 小足八州男公認会計士・税理士事務所代表(現任)	(注)4	
計						464,800

- (注) 1. 取締役岩谷邦夫は、社外取締役であります。
2. 監査役團野浩、小足八州男は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役専務松村米浩は、代表取締役社長松村眞良の長男であります。

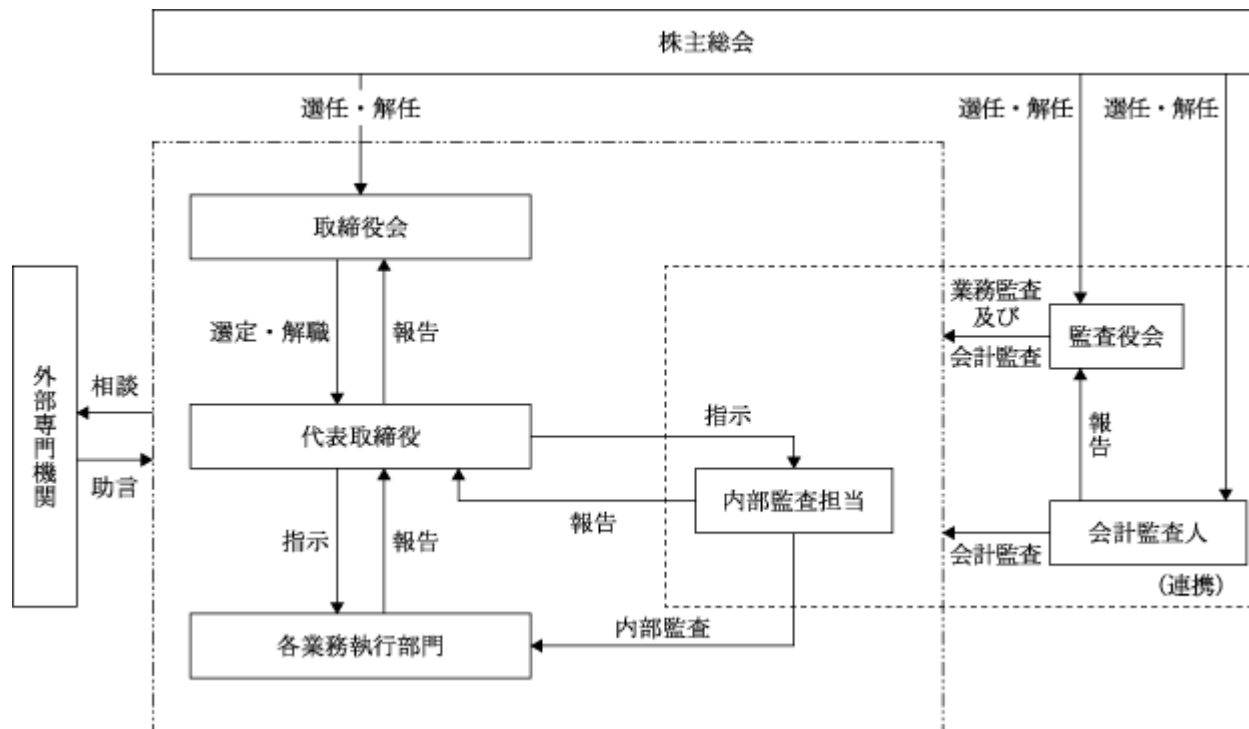
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、医療用医薬品の開発及び製造、販売という事業の性質上、医療業界や社会からの信頼を得ることは必要不可欠であり、その為にも健全性の高い組織を構築し、永続的に維持していくことが会社存続のために重要であると確信しております。その実効性を適宜観察、検証していく体制の確立を図ります。

会社の機関の内容と当該体制を採用する理由



イ) 取締役会について

平成28年3月25日開催の当社第14期定時株主総会において、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層強化を図るため社外取締役1名を増員する議案が承認され、当社の取締役会は常勤の取締役5名、社外取締役1名で構成されております。代表取締役社長を除き、各常勤の取締役はそれぞれの部門を管掌しており、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会には監査役3名(うち2名は社外監査役)も出席し、経営に関する重要事項や業務執行の決定のための監査機能を確保しております。

ロ) 監査役会について

当社は監査役会設置会社であります。監査役は3名で、うち2名は社外監査役の条件を満たしております。社外監査役のうち1名は、公認会計士・税理士の資格を有しており、企業財務及び会計・税務に関する相当程度の知識を有しております。

監査役会は毎月1回開催されており、その他、取締役会など会社の重要な会議に出席して、社内の実態を把握するなどして、内部監査担当や会計監査人との連携に努めております。具体的には、監査役は取締役の職務執行が法令を遵守しているか否かの観点から、年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役との定期的な面談を行うなどして、内部統制の有効性を検証しております。

ハ) 当該体制を採用する理由

当社では、経営に関する重要事項や業務執行の決定に対する外部からの独立の立場による監視機能を重要視しております。取締役6名のうち1名を社外取締役とし、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることで経営に対する監視機能を強化し、経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化が実現できるものと考え、上記体制を採用しております。

内部統制システムの整備の状況

コーポレート・ガバナンスの健全性を保つべく、基本方針を以下のように定めて、各職務を執行しています。

- ・ 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合していることを確保する。
- ・ 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報を保存及び管理する。
- ・ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程を定めて運用する。
- ・ 取締役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保する。
- ・ 当社グループにおける業務の適正性を確保する。
- ・ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人を置く。並びに、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ・ 当社グループの取締役及び使用人が監査役会及び監査役に報告するための体制を整備する。また、監査役による監査が実効的に行われることを確保する。

これらを実現するため、組織規程（業務分掌、職務権限）、稟議規程等の諸規程を整備した上で、組織的な企業運営に当たっています。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は少数規模の組織からなるため、内部監査室などの専任部署は置かず、内部監査人代表（1名）及び他部署に属する内部監査人（2名）がその職責を担っております。内部監査人3名は年間の監査計画を立て、法令や会社諸規程等に基づき、経営目標達成のために適切かつ合理的に業務が遂行されているかを検証、評価し、業務の改善、能率の向上を目的とした助言、勧告を行っております。

当社の監査役監査は、監査役が被監査部門を直接監査し、計画的・網羅的に充実した監査を行うよう配慮しております。監査役会は原則月1回開催し、監査に関する重要な事項について、その協議と決議を行っております。

会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、当該監査法人の監査を受けております。会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受け、会計上の課題については随時確認し、適正性を検証することに努めております。

なお、業務を執行する公認会計士は次のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 中田 明

指定有限責任社員 業務執行社員 越智慶太

監査業務にかかる補助者は、公認会計士3名、その他2名であります。

内部監査及び監査役、並びに会計監査人の連携

当社では、内部監査担当者、監査役並びに会計監査人がそれぞれが独立した立場で監査を行うことで牽制機能を果たしております。またそれぞれの監査の有効性を高めるため、四半期及び期末決算期においては十分な意見交換を行っております。特に、内部監査担当と監査役は日常的な連携を重視し、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めております。

内部監査担当者、監査役並びに会計監査人は内部統制担当部門である経営管理部と監査上の課題についても都度情報交換しており、経営管理部はそれぞれの監査結果を受け、内部統制の継続的な改善に努めております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会を中心に、適宜リスクを検討し、早期発見と未然防止を図っております。また、各部門もリスクを意識しながら日常の業務の遂行に努めております。内部監査や監査役監査においてもリスクの可能性を監査記録に残し、適宜改善勧告を行っております。弁護士や税理士など、社外協力者にも必要に応じて助言、指導を受ける体制を整えております。

役員報酬の内容

イ) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	85,331	85,331				7
監査役 (社外監査役を除く)	7,500	7,500				1
社外役員	720	720				2

(注) 上記報酬額には、海外子会社より支払われている役員報酬を含めております。

ロ) 役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬額又は算定方法の決定方針はとくに定めておりませんが、当社の業績・経営内容、経営環境、他社動向や社員給与とのバランス等を勘案した上で、各役員の職責等に応じて、株主総会にて決議された報酬総額の限度内で決定しております。

監査役の報酬額又は算定方法の決定方針についても定めておりませんが、株主総会にて決議された報酬総額の限度内で、監査役の協議により決定しております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

社外役員の状況

当社の社外役員は、社外取締役1名及び社外監査役2名であります。

社外取締役岩谷邦夫は、クリングルファーマ株式会社代表取締役を兼務しており、長年にわたる製薬業界と企業経営における豊富な経験を有しております。

社外監査役團野浩は、株式会社ドーモの代表取締役を兼務しており、薬事関連法規に関する豊富な知識及び企業経営の豊富な経験を有しております。

社外監査役小足八州男は、小足八州男公認会計士・税理士事務所代表を兼務しており、公認会計士・税理士として企業会計及び税務に精通しております。

社外監査役と当社の間には、監査役團野浩に10個の新株予約権を付与していること以外の、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社では、社外役員を選任するための独立性に関する基準及び方法についてとくに定めておりませんが、社外取締役及び社外監査役の選任に際しては当社と利害関係がなく、かつ専門的知識及び豊富な経験を有しており、高い経営監視・監査機能が発揮できるかどうかを重視しております。

責任限定契約の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第29条により法令に定める限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは特別決議要件を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

イ) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益配当を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、6月30日を基準日とした中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ロ) 監査役の責任免除

当社は、監査役が職務を遂行するにあたり、期待された能力を十分に発揮できるようにするため、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

ハ) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,000		15,000	
連結子会社				
計	15,000		15,000	

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社連結子会社であるIL Pharma Inc.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トウシュLLPに対して、税務申告業務の対価として、2,252千円（21千米ドル）支払っております。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日数等、また、当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。なお、監査報酬額の妥当性については、監査役会の同意を得ております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができるように、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、主催セミナー等への参加を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,780,318	2,062,858
売掛金	622	1,692
原材料及び貯蔵品	19,805	26,871
前渡金	14,016	76,921
未収入金	28,865	26,966
その他	10,142	8,698
流動資産合計	2,853,771	2,204,008
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	195,352	178,969
機械装置及び運搬具（純額）	105,254	71,149
工具、器具及び備品（純額）	45,151	27,627
有形固定資産合計	345,758	277,747
無形固定資産	2,801	2,078
投資その他の資産		
投資有価証券	414,065	416,948
長期前払費用	24,806	34,029
差入保証金	38,426	38,426
その他	5,381	4,615
投資その他の資産合計	482,679	494,020
固定資産合計	831,239	773,845
資産合計	3,685,010	2,977,853
負債の部		
流動負債		
買掛金	402	962
未払金	57,586	89,025
未払法人税等	13,418	11,487
その他	7,540	8,115
流動負債合計	78,948	109,591
固定負債		
繰延税金負債	7,378	7,690
資産除去債務	8,162	8,331
持分法適用に伴う負債	76,420	79,755
固定負債合計	91,962	95,777
負債合計	170,911	205,368

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,560,062	4,614,787
資本剰余金	4,129,262	4,183,987
利益剰余金	5,199,265	6,077,631
株主資本合計	3,490,059	2,721,143
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,546	12,260
為替換算調整勘定	1,262	391
その他の包括利益累計額合計	8,283	12,652
新株予約権	15,755	38,689
純資産合計	3,514,099	2,772,484
負債純資産合計	3,685,010	2,977,853

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)
売上高		
製品売上高	26,285	37,212
研究開発等収入		400
売上高合計	26,285	37,612
売上原価		
製品売上原価	9,326	12,129
売上原価合計	9,326	12,129
売上総利益	16,959	25,483
販売費及び一般管理費	¹ 1,020,164	¹ 1,025,455
営業損失()	1,003,204	999,972
営業外収益		
受取利息	1,043	921
受取賃貸料	1,522	370
受取研究開発負担金	18,574	20,312
その他	856	791
営業外収益合計	21,996	22,396
営業外費用		
為替差損	6,351	412
持分法による投資損失	24,026	8,234
株式交付費		416
営業外支払手数料	² 516	² 4,325
その他	13	
営業外費用合計	30,907	13,389
経常損失()	1,012,115	990,964
特別利益		
助成金収入		116,938
特別利益合計		116,938
税金等調整前当期純損失()	1,012,115	874,026
法人税、住民税及び事業税	4,031	4,587
法人税等調整額	400	247
法人税等合計	4,431	4,339
少数株主損益調整前当期純損失()	1,016,547	878,366
当期純損失()	1,016,547	878,366

【連結包括利益計算書】

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
少数株主損益調整前当期純損失()	1,016,547	878,366
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	10,643	2,714
為替換算調整勘定	1,513	1,654
その他の包括利益合計	12,157	4,368
包括利益	1,004,390	873,998
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,004,390	873,998

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	4,560,062	4,129,262	4,182,717	4,506,607
当期変動額				
当期純損失()			1,016,547	1,016,547
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計			1,016,547	1,016,547
当期末残高	4,560,062	4,129,262	5,199,265	3,490,059

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,097	2,776	3,873		4,502,733
当期変動額					
当期純損失()					1,016,547
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10,643	1,513	12,157	15,755	27,913
当期変動額合計	10,643	1,513	12,157	15,755	988,634
当期末残高	9,546	1,262	8,283	15,755	3,514,099

当連結会計年度(自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	4,560,062	4,129,262	5,199,265	3,490,059
当期変動額				
新株の発行(新株予約 権の行使)	54,725	54,725		109,450
当期純損失()			878,366	878,366
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	54,725	54,725	878,366	768,916
当期末残高	4,614,787	4,183,987	6,077,631	2,721,143

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	9,546	1,262	8,283	15,755	3,514,099
当期変動額					
新株の発行(新株予約 権の行使)					109,450
当期純損失()					878,366
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,714	1,654	4,368	22,933	27,301
当期変動額合計	2,714	1,654	4,368	22,933	741,614
当期末残高	12,260	391	12,652	38,689	2,772,484

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 1月 1 日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 1月 1 日 至 平成27年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	1,012,115	874,026
減価償却費	52,460	76,129
株式報酬費用	15,755	18,733
受取利息及び受取配当金	1,043	921
為替差損益(は益)	7,669	
持分法による投資損益(は益)	24,026	8,234
助成金収入		116,938
売上債権の増減額(は増加)	10,113	1,070
たな卸資産の増減額(は増加)	5,360	7,065
前渡金の増減額(は増加)	999	62,904
未収入金の増減額(は増加)	14,021	1,899
長期前払費用の増減額(は増加)	1,639	9,222
仕入債務の増減額(は減少)	2,826	559
未払金の増減額(は減少)	3,417	62,847
その他	9,329	1,165
小計	928,007	902,580
利息及び配当金の受取額	1,043	921
助成金の受取額		116,938
法人税等の支払額	4,847	4,339
営業活動によるキャッシュ・フロー	931,812	789,060
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	110,261	38,741
無形固定資産の取得による支出	2,210	
関係会社貸付けによる支出	7,350	4,900
投資活動によるキャッシュ・フロー	119,821	43,641
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	99,000	
新株予約権の発行による収入		4,800
新株予約権の行使による株式の発行による収入		108,850
財務活動によるキャッシュ・フロー	99,000	113,650
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,194	1,591
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,156,827	717,459
現金及び現金同等物の期首残高	3,937,145	2,780,318
現金及び現金同等物の期末残高	2,780,318	2,062,858

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 MEDRx USA INC.、IL Pharma Inc.

当連結会計年度より、新たに設立したMEDRx USA INC.を連結の範囲に含めております。

なお、IL Pharma Inc.は、平成27年10月1日をもって MEDRx USA INC. に吸収合併しております。

2. 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用しております。

持分法を適用した関連会社数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 株式会社ケイ・エム トランスダーム

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、9月30日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

たな卸資産

原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物(建物附属設備を除く)

定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 4年

無形固定資産

定額法によっております。

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(4) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「営業外支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた529千円は、「営業外支払手数料」516千円、「その他」13千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	434,418 千円	509,957 千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
研究開発費	718,486 千円	716,405 千円
役員報酬	86,392 "	93,551 "
給料及び手当	52,657 "	61,624 "
減価償却費	3,868 "	3,631 "

なお、研究開発費の総額は上記金額であります。

2 営業外支払手数料の主な内容は、次のとおりであります。

新株予約権の発行に係る弁護士費用等の専門家報酬等であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	15,870	3,273
組替調整額		
税効果調整前	15,870	3,273
税効果額	5,226	558
その他有価証券評価差額金	10,643	2,714
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,513	1,654
その他の包括利益合計	12,157	4,368

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,689,700			6,689,700

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	第5回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)					
	第7回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)					15,755
合計						15,755

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,689,700	200,000		6,889,700

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の権利行使)

第8回新株予約権(行使価額修正条項付き)(第三者割当て)の権利行使による増加 200,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)						
	第7回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)						34,489
	第8回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)	普通株式		1,600,000	200,000	1,400,000	4,200
合計							38,689

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第8回新株予約権の増加は発行によるものであり、減少は権利行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
現金及び預金	2,780,318 千円	2,062,858 千円
現金及び現金同等物	2,780,318 千円	2,062,858 千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
1年内	9,022 千円	9,022 千円
1年超	85,729 "	76,706 "
合計	94,752 千円	85,729 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、国債をはじめとする安全な公社債及び安全な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達には、新株発行による資金調達を主としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、安全性の高い公社債を対象とする証券投資信託の受益証券であります。市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に本社土地の賃貸借契約に係るものであり、地方自治体に預託しているものであります。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスクについては、経営管理部が主管部署となって管理を行っております。

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を入手し、運用状況を把握することによって管理しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

資金繰計画を作成、適時に更新するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成26年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	2,780,318	2,780,318	
(2)売掛金	622	622	
(3)未収入金	28,865	28,865	
(4)投資有価証券	414,065	414,065	
(5)差入保証金	38,426	36,798	1,627
資産計	3,262,297	3,260,669	1,627
(1)買掛金	402	402	
(2)未払金	57,586	57,586	
(3)未払法人税等	13,418	13,418	
負債計	71,408	71,408	

当連結会計年度(平成27年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	2,062,858	2,062,858	
(2)売掛金	1,692	1,692	
(3)未収入金	26,966	26,966	
(4)投資有価証券	416,948	416,948	
(5)差入保証金	38,426	37,416	1,009
資産計	2,546,891	2,545,881	1,009
(1)買掛金	962	962	
(2)未払金	89,025	89,025	
(3)未払法人税等	11,487	11,487	
負債計	101,475	101,475	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5)差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間と同一の期間の国債利回りで割り引いた現在価値により算定してあります。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成26年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,780,318			
売掛金	622			
未収入金	28,865			
差入保証金				38,426
合計	2,809,806			38,426

当連結会計年度（平成27年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,062,858			
売掛金	1,692			
未収入金	26,966			
差入保証金			38,426	
合計	2,091,517		38,426	

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度（平成26年12月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式 債券	414,065	399,291	14,773
小計	414,065	399,291	14,773
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式 債券			
小計			
合計	414,065	399,291	14,773

当連結会計年度（平成27年12月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式 債券	416,948	398,901	18,046
小計	416,948	398,901	18,046
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式 債券			
小計			
合計	416,948	398,901	18,046

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当社グループは、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 研究開発費	11,045千円	11,803千円
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	4,710千円	6,930千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成23年4月7日 平成23年4月15日	平成26年4月11日
付与対象者の区分及び人数 (注)1	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社従業員 22名 当社子会社従業員 1名 外部支援者 3名	当社従業員 26名
株式の種類及び付与数 (注)2	普通株式 178,000株	普通株式 50,000株
付与日	平成23年4月26日	平成26年4月30日
権利確定条件	権利行使時において、当社あるいは子会社の役員、従業員または外部支援者であることを要する。 ただし、当社の株式が東京証券取引所またはその他株式市場に上場した場合に限り行使することができる。	権利行使時においても当社及び当社連結子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	平成26年4月30日 ～平成28年4月28日
権利行使期間	平成25年4月27日 ～平成33年4月14日	平成28年5月2日 ～平成36年4月26日

(注) 1. 付与対象者の区分については付与日現在の区分を記載しております。

2. 当社は平成24年12月28日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますので、株式の付与数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成23年4月7日 平成23年4月15日	平成26年4月11日
権利確定前		
前連結会計年度末(株)		48,500
付与(株)		
失効(株)		3,000
権利確定(株)		
未確定残(株)		45,500
権利確定後		
前連結会計年度末(株)	71,700	
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)	500	
未行使残(株)	71,200	

単価情報

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成23年4月7日 平成23年4月15日	平成26年4月11日
権利行使価格(円)	1,800	1,459
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		902

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|----|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,151 千円	2,290 千円
有形固定資産	126 "	4,037 "
資産除去債務	2,888 "	2,671 "
新株予約権	"	364 "
繰越欠損金	1,255,459 "	1,403,262 "
繰延税金資産小計	1,261,625 千円	1,412,626 千円
評価性引当額	1,261,625 "	1,412,626 "
繰延税金資産合計	千円	千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	5,226 "	5,785 "
資産除去債務に対応する除去費用	2,151 "	1,904 "
繰延税金負債合計	7,378 千円	7,690 千円
繰延税金負債純額	7,378 千円	7,690 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率	37.8 %	35.4 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7 %	0.8 %
住民税均等割	0.4 %	0.5 %
繰越欠損金控除期限経過	7.8 %	%
持分法による投資損益	0.9 %	0.3 %
評価性引当額の増減	26.8 %	17.3 %
税率差異	1.7 %	16.6 %
その他	0.1 %	0.3 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.4 %	0.4 %

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは医薬品製剤開発及びこれらの付帯業務の単一事業であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本新薬株式会社	18,086	医薬品製剤開発及びこれらの付帯業務
株式会社マリーヌ	3,717	医薬品製剤開発及びこれらの付帯業務

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本新薬株式会社	26,553	医薬品製剤開発及びこれらの付帯業務
株式会社マリーヌ	6,988	医薬品製剤開発及びこれらの付帯業務

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社ケイ・エム・トランスダーム	香川県東かがわ市	300,000	医薬品の研究開発、製造、販売	直接49%	当社保有特許の実施許諾役員の兼任	運転資金の貸付	4,900	短期貸付金	34,300

(注) 「持分法会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第9号 平成26年11月28日)第21項に基づき、関連会社に対する短期貸付金は持分法適用に伴う負債と相殺しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	522.94円	396.79円
1株当たり当期純損失金額()	151.96円	131.21円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失()(千円)	1,016,547	878,366
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失()(千円)	1,016,547	878,366
普通株式の期中平均株式数(株)	6,689,700	6,694,494
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権の目的となる株式の種類：普通株式 新株予約権の目的となる株式の総数：120,200株 これらの詳細については、「第4提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権の目的となる株式の種類：普通株式 新株予約権の目的となる株式の総数：1,516,700株 これらの詳細については、「第4提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成26年12月31日)	当連結会計年度末 (平成27年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,514,099	2,772,484
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	15,755	38,689
(うち新株予約権(千円))	15,755	38,689
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,498,343	2,733,795
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	6,689,700	6,889,700

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	14,071	15,213	35,101	37,612
税金等調整前 四半期(当期)純損失金額() (千円)	133,644	334,590	528,280	874,026
四半期(当期)純損失金額() (千円)	134,559	336,641	531,447	878,366
1株当たり 四半期(当期)純損失金額() (円)	20.11	50.32	79.44	131.21

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純損失金額() (円)	20.11	30.21	28.34	51.71

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,767,986	2,046,604
売掛金	622	1,692
原材料及び貯蔵品	19,805	26,871
前渡金	14,017	77,100
前払費用	4,596	4,090
短期貸付金	29,400	34,300
未収入金	902	
未収消費税等	27,963	26,966
その他	100	35
流動資産合計	2,865,394	2,217,661
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	193,471	177,663
構築物（純額）	1,881	1,306
機械及び装置（純額）	105,254	71,149
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	44,485	26,579
有形固定資産合計	345,092	276,699
無形固定資産		
ソフトウェア	2,801	2,078
無形固定資産合計	2,801	2,078
投資その他の資産		
投資有価証券	414,065	416,948
関係会社株式	294,000	305,992
長期前払費用	24,806	34,029
差入保証金	38,426	38,426
その他	4,615	4,615
投資その他の資産合計	775,913	800,012
固定資産合計	1,123,807	1,078,789
資産合計	3,989,201	3,296,450

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	402	962
未払金	56,911	88,087
未払費用		925
未払法人税等	13,418	11,487
預り金	7,290	7,129
流動負債合計	78,023	108,593
固定負債		
繰延税金負債	7,378	7,690
資産除去債務	8,162	8,331
固定負債合計	15,541	16,022
負債合計	93,565	124,615
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,560,062	4,614,787
資本剰余金		
資本準備金	4,129,262	4,183,987
資本剰余金合計	4,129,262	4,183,987
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,818,991	5,677,889
利益剰余金合計	4,818,991	5,677,889
株主資本合計	3,870,333	3,120,885
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9,546	12,260
評価・換算差額等合計	9,546	12,260
新株予約権	15,755	38,689
純資産合計	3,895,636	3,171,835
負債純資産合計	3,989,201	3,296,450

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)
売上高		
製品売上高	26,285	37,212
研究開発等収入		400
売上高合計	26,285	37,612
売上原価		
製品売上原価	9,326	12,129
売上原価合計	9,326	12,129
売上総利益	16,959	25,483
販売費及び一般管理費		
役員報酬	55,620	48,570
給料及び手当	52,657	61,624
研究開発費	¹ 756,530	¹ 750,368
減価償却費	3,868	3,631
支払手数料	56,975	42,469
その他	101,784	107,772
販売費及び一般管理費合計	1,027,436	1,014,436
営業損失()	1,010,476	988,953
営業外収益		
受取利息	¹ 1,043	¹ 921
受取賃貸料	¹ 1,522	¹ 370
受取研究開発負担金	18,574	20,312
その他	856	518
営業外収益合計	21,996	22,123
営業外費用		
株式交付費		416
営業外支払手数料	² 516	² 4,325
為替差損	7,521	
その他	13	
営業外費用合計	8,050	4,742
経常損失()	996,530	971,571
特別利益		
助成金収入		116,938
特別利益合計		116,938
税引前当期純損失()	996,530	854,633
法人税、住民税及び事業税	4,512	4,512
法人税等調整額	400	247
法人税等合計	4,912	4,264
当期純損失()	1,001,443	858,898

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	4,560,062	4,129,262	4,129,262	3,817,548	3,817,548	4,871,776
当期変動額						
当期純損失()				1,001,443	1,001,443	1,001,443
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計				1,001,443	1,001,443	1,001,443
当期末残高	4,560,062	4,129,262	4,129,262	4,818,991	4,818,991	3,870,333

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,097	1,097		4,870,679
当期変動額				
当期純損失()				1,001,443
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10,643	10,643	15,755	26,399
当期変動額合計	10,643	10,643	15,755	975,043
当期末残高	9,546	9,546	15,755	3,895,636

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	4,560,062	4,129,262	4,129,262	4,818,991	4,818,991	3,870,333
当期変動額						
新株の発行(新株予約 権の行使)	54,725	54,725	54,725			109,450
当期純損失()				858,898	858,898	858,898
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	54,725	54,725	54,725	858,898	858,898	749,448
当期末残高	4,614,787	4,183,987	4,183,987	5,677,889	5,677,889	3,120,885

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	9,546	9,546	15,755	3,895,636
当期変動額				
新株の発行(新株予約 権の行使)				109,450
当期純損失()				858,898
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,714	2,714	22,933	25,647
当期変動額合計	2,714	2,714	22,933	723,800
当期末残高	12,260	12,260	38,689	3,171,835

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品 …… 先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く)については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～50年
機械及び装置	4～7年
工具、器具及び備品	4年

(2) 無形固定資産……定額法

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の会計処理の方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「営業外支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた529千円は、「営業外支払手数料」516千円、「その他」13千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権または金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
短期金銭債権	29,400 千円	34,335 千円
短期金銭債務	30 "	49,452 "

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業取引(支出分)	361,011 千円	238,095 千円
営業取引以外の取引(収入分)	1,742 "	242 "

2 営業外支払手数料の主な内容は、次のとおりであります。

新株予約権の発行に係る弁護士費用等の専門家報酬等であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の記載を行っておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
子会社株式		11,992
関連会社株式	294,000	294,000
計	294,000	305,992

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,151 千円	2,290 千円
有形固定資産	92 "	4,001 "
資産除去債務	2,888 "	2,671 "
新株予約権	"	364 "
繰越欠損金	1,255,010 "	1,401,600 "
繰延税金資産小計	1,261,142 千円	1,410,927 千円
評価性引当額	1,261,142 "	1,410,927 "
繰延税金資産合計	千円	千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	5,226 "	5,785 "
資産除去債務に対応する除去費用	2,151 "	1,904 "
繰延税金負債合計	7,378 千円	7,690 千円
繰延税金負債純額	7,378 千円	7,690 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率 (調整)	37.8 %	35.4 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7 %	0.8 %
住民税均等割	0.5 %	0.5 %
繰越欠損金控除期限経過	7.9 %	%
評価性引当額の増減	27.2 %	17.5 %
税率差異	1.8 %	17.0 %
その他	0.2 %	0.1 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.5 %	0.5 %

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	347,551			15,807	347,551	169,887
	構築物	10,707			574	10,707	9,400
	機械及び装置	249,351			34,105	249,351	178,202
	車両運搬具	294				294	294
	工具、器具及び備品	170,247	6,712		24,617	176,959	150,379
	計	778,151	6,712		75,105	784,863	508,164
無形固定資産	ソフトウェア	5,436			722	5,436	3,358
	計	5,436			722	5,436	3,358

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	液体クロマトグラフィ	3,900千円
	溶出試験器	2,170千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	
買取手数料	無料
公告記載方法	電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 http://www.medrx.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第13期（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

平成27年3月27日四国財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年3月27日四国財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第13期（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書

平成27年4月16日四国財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第14期第1四半期（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日） 平成27年5月12日四国財務局長に提出。

第14期第2四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日） 平成27年8月7日四国財務局長に提出。

第14期第3四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日） 平成27年11月10日四国財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類

新株予約権証券に係る有価証券届出書

平成27年11月20日四国財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（届出を要しない新株予約権証券の発行）の規定に基づく臨時報告書

平成28年2月12日四国財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年3月25日

株式会社メドレックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越 智 慶 太

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックス及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メドレックスの平成27年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メドレックスが平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月25日

株式会社メドレックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越 智 慶 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックスの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。